

デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向（四）

小 早 川 義 則

- 一 はじめに
- 二 アメリカ法の概観
- 三 第六修正とデュー・プロセス
 - 1 証人対審権
 - 【1】 マトックス判決（二八九五年）
 - 【2】 ボインター判決（一九六五年）
 - 【3】 ダグラス判決（一九六五年）
 - 【4】 ブルーション判決（一九六八年）
 - 【5】 パーバ判決（一九六八年）
 - 【6】 グリーン判決（一九七〇年）
 - 【7】 ダットン判決（一九七〇年）
 - 【8】 マンクシー判決（一九七二年）

.....以上、四九卷三号

- 【9】 ロバツ判決（一九八〇年）
- 【10】 イネイディ判決（一九八六年）
- 【11】 リー判決（一九八六年）
- 【12】 ブルージェイリー判決（一九八七年）
- 【13】 オウエンズ判決（一九八八年）
- 【14】 コイ判決（一九八八年）
- 【15】 ライト判決（一九九〇年）
- 【16】 クレイク判決（一九九〇年）
- 【17】 ホワイト判決（一九九二年）
- 【18】 リリー判決（一九九九年）

以上、四九卷四号

2 強制的証人喚問請求権

- 【19】 ベンソン判決（一九九二年）
- 【20】 ローゼン判決（一九一八年）
- 【21】 ワシントン判決（一九六七年）
- 【22】 チェインバース判決（一九七三年）
- 【23】 グリーン判決（一九七九年）
- 【24】 クレイン判決（一九八六年）
- 【25】 ロック判決（一九八七年）
- 【26】 テイラー判決（一九八八年）
- 【27】 ルーカス判決（一九九一年）
- 【28】 シェファ判決（一九九八年）

3 弁護士依頼権

- 【29】 パウエル判決（一九三二年）
- 【30】 ジョinson判決（一九三八年）
- 【31】 ベッツ判決（一九四二年）
- 【32】 スパーノ判決（一九五九年）
- 【33】 ギデオ判決（一九六三年）
- 【34】 マサイア判決（一九六四年）
- 【35】 ウェイド判決（一九六七年）
- 【36】 ギルバート判決（一九六七年）
- 【37】 ストーヴアル判決（一九六七年）
- 【38】 カービー判決（一九七二年）
- 【39】 アッシュ判決（一九七三年）
- 【40】 ヘンリー判決（一九八〇年）
- 【41】 モウルトン判決（一九八五年）

以上、五一卷一号

4 公平な陪審による裁判

5 まとめ

- 四 第五修正とデュー・プロセス
- 五 第四修正とデュー・プロセス
- 六 第八修正とデュー・プロセス
- 七 墮胎禁止法等とデュー・プロセス

〈以上、本号〉

- 八 少年審判手続とデュー・プロセス
- 九 行政手続法とデュー・プロセス
- 一〇 デュー・プロセスの意義と問題点
- 一一 むすびとして

3 弁護人依頼権

合衆国最高裁は一九三二年のパウエル判決において初めて「第六修正の弁護人の援助を受ける権利は、少なくとも死刑事件においては、第一四修正のデュー・プロセス条項の保障する基本的権利の一つである」としたうえで、「第一四修正のデュー・プロセス条項は州の刑事手続における弁護人依頼権を含む」と解し、被告人には弁護人の援助を受ける憲法上の権利のあることを明らかにした。パウエル判決は注意深く本件事実に限定される旨指摘していたが、その後、弁護人依頼権に関する諸判例が相次ぎ、とりわけ一九六三年のギデオン判決を経て、一九八五年のモウルトン判決で第六修正の弁護人依頼権の適用範囲およびその効果はほぼ明らかにされている。

ところで、わが国では、第六修正に由来する憲法三七条三項の「刑事被告人 (the accused)」の解釈をめぐり、ここにいう英文の「the accused」は被疑者をも含む概念であること等を理由に「あるいは端的に「刑事被告人」は誤訳であるとして——被疑者にも国選弁護権を保障するのが憲法の本来の趣旨であるとする見解がある¹⁾。しかし、第六修正の弁護人の援助を受ける権利は起訴前の被疑者にも保障されるが、それはあくまでも予備審問やアレインメントなど正式手続開始後の「決定的段階」に限定されている。この段階で「訴追側と被疑者・被告人との相対する立場が固定化」して当事者主義的な対立的訴訟手続が開始されるため、訴追側のいわば宣戦布告に直面した被疑者・被告人に弁護人の援助が必要となるというのである。またアメリカでは一九六七年のウエイド判決以降の一連の最高裁判例によって、目撃者による面通しでの犯人識別手続にも第六修正の弁護人の援助を受ける権利が保障されているが、それはやはり正式手続開始後の公判類似の「決定的段階」に限定されているため、それ以前の逮捕直後の面通し、あるいは写真面割による犯人識別手続には適用されない。この点についてもわが国でのアメリカ法の理解は必ずしも十分でない。

そこで以下、パウエル判決からモウルトン判決に至るまでの第六修正の弁護人依頼権に関する主要な合衆国最高

裁判例を判決言い渡し順に紹介しつつ、その適用範囲を明らかにすることとした²⁾。なお、犯人識別手続に関するウエイド判決等はやや文脈を異にするが、弁護士依頼権ないし弁護士立会権の範囲を正確に解するうえで重要であり、あわせて紹介しておく。

【29】パウエル判決（一九三二年）³⁾

本判決は、スコッツボロ少年事件 (Scottsboro boys) として知られるが、黒人少年多数による白人少女強姦事件に関して裁判所はアレイメント時に地区弁護士会の全員を弁護士に選任したものの、現実には公判当日の朝になって初めて一人が弁護士選任を受諾し、わずか一日の裁判で被告人Xら全員が一名を除き死刑判決を言い渡された事案につき、Xらは手続の最も重要な時期、すなわちアレイメントから公判開始時までには弁護人の援助を受けておらずデュー・プロセスに違反するとしたものである。弁護士依頼権の拡大とその実質的保障に踏み切り「憲法的刑事訴訟法」の到来を告げた合衆国最高裁判例として著名で、弁護人の役割の重要性を強調したザザランド裁判官執筆の法廷意見の有名な一文は今日に至るまでしばしば引用されている。

「事実の概要」一九三二年三月二十五日、アラバマ州スコッツボロ近辺を通過中の無蓋貨物列車内で七名の白人少年と多数の黒人少年とが乱闘し、白人少年は一名を除き全員、二名の白人少女を残したまま車外に投げ出された。通報を受けた保安官の団は、列車がアラバマ州の郡首都スコッツボロに到着する前に本件被告人Xら七名のほか二名の黒人少年を逮捕したが、列車内にいた二少女が黒人少年によって輪姦されたとの報が伝わったため、スコッツボロに連行時に多数の群衆に取り囲まれるなどきわめて険悪な状況となった。そこで保安官は、州兵 (militia) の派遣を要請した。州兵はXらの安全確保のため、Xらを他のZ地区に移し、法廷出頭など必要な場合に限り、厳重な警戒の下に再びスコッツボロに戻すなどの措置をとった。なお、右二少女は、六名の異なる黒人によっ

て順次強姦されたと証言し、そのメンバーの中にいた人物としてXら七名を識別した⁴⁾。

Xらは三月三十一日、二少女に対する強姦の罪で起訴されたが、同日三グループに分離のうえ、アレイメントに付され、起訴状朗読後、いずれも公判廷で無罪の答弁をした。六日後の四月六日、公判が始まり、裁判所が公判進行準備の有無を尋ねたところ、訴追側は準備完了と答えたが、被告人側弁護士は誰も出廷していなかった。その後、裁判所との長いやりとりの後で、地元弁護士会所属のMが止むなしとして弁護を引き受けることを承した。なお、公判裁判官は質問に答えて、アレイメント時に「地元弁護士会のすべての弁護士を選任していた」ため弁護を引き受けてくれるものと考えていたと述べたが、「公判当日の朝まで」弁護士が選任されることがなく、いずれにせよ「このような気まぐれなやり方で、死刑事件での弁護士問題が処理された」⁵⁾。

三公判はいずれも一日で終了した。アラバマ州法によると強姦の法定刑は一〇年の拘禁刑から死刑までで、陪審がその裁量で決定することとされていた。陪審は、一名を除き被告人Xら八名を有罪と認定し、全員に死刑判決を言い渡した。公判裁判官は新公判の申立てを却下し、州最高裁判所は六対一で（アンダーソン長官のみ公平な裁判に反するとして強力に反対した）、一名については原判決を破棄したが、残り七名についてはすべて原判決を維持した⁶⁾。

これに対し、合衆国最高裁は死刑判決を維持した原判決を再審査するために上告受理の申立てを容れ、全事件を一括審理したうえ、第六修正の弁護人の援助を受ける権利は、少なくとも死刑事件においては、相当な時間的余裕をもって弁護人と相談し公判準備をする権利を包含し、この権利は第一四修正一四のデュー・プロセス条項の保障する基本的権利の一つであり、また被告人が弁護人を雇えないなどの事情があるときには、その要望のいかに問わず、デュー・プロセスの要請として被告人に弁護人を選任することは裁判所の義務であるとして、七対二で原判決を破棄し戻した。その要旨は、およそ次のとおりである。やや長いが、憲法的刑事訴訟法の原点であり、詳し

く紹介しておく。なお、法廷意見の執筆はサザランド裁判官である。

「判旨」 上告人パウエル——以下、被告人(X)という——らは二人の白人少女への強姦罪で告発された。右犯罪は一九三一年三月二五日に行われたとされる。三月三一日に州の第一審裁判所に正式起訴状が提出され、Xらは同日のアレインメント(罪状認否)手続時に無罪の答弁をした。右アレインメント時にXらに弁護人が付されていたが、弁護人が私選(employed)されたことはなく、いつ、いかなる状況下に弁護人の選任がなされたのか、そして誰が選任されたのかも記録上明らかでない。後に公判裁判官は質問に対して、「Xらのアレインメント手続のために地元弁護士会の全メンバーを選任した、その時はもちろん、弁護士会のメンバーは、Xらが続けて援助してくれるものと考えていた」と答えている。訴追側の要請で公判が三グループに分離され、各被告人はアレインメント手続でいずれも無罪の答弁をしたが「各公判はいずれも一日で終了した」ことには争いが無い¹⁷⁾。

当裁判所において、Xらはいずれも第一四修正に違反してデュー・プロセスおよび法の平等保護を否定されたことを理由に、原判決を攻撃している。とりわけ Xらには公正、公平、かつ慎重な公判が否定された、弁護人依頼権(right to counsel)が否定された、そして 同人種の資格あるメンバーが組織的に排除された陪審裁判で審理されたと主張している。われわれが以下に検討するのは、弁護人依頼権の否定に関する右の第二点に限定される¹⁸⁾。「われわれは、州の制定法または憲法に違反する主張にかかわる州裁判所のいかなる誤りとも一切無関係である。われわれに認められている唯一の調査は、連邦(合衆国)憲法が侵害されたかどうかである。このことに関して、われわれの調査は、Xらが実質的に弁護人依頼権を否定されたか、もしそうであれば、このような否定は第一四修正のデュー・プロセス条項に違反するかどうかに限定される」¹⁹⁾。

第一、本件記録によれば、正式起訴状の提出後直ちにXらはアレインメント手続に付され、無罪の答弁をした。Xらは弁護人がいるかどうか、あるいは弁護人を選任することができるかどうか、あるいは弁護人の選任を希望するかどうか、もし連絡がとれば、このことに関して援助を受けることのできる友人や親戚がいるかどうかについて尋ねられなかったことは明白である。Xらに家族と連絡する合理的な機会を与え、弁護人選任の努力をすることが無駄な儀式(idle ceremony)でなかったであろうことは、有罪判決直後に有能な弁護人がXらの代理人として出頭した(appeared in their behalf)という事実によって示されている。このことはアンダーソン首席裁判官の反対意見の中で指摘されている。すなわち、同裁判官は、「彼ら(被告人)はアラバマ州外の居住者であり、他の二州に分散して居住している家族や友人と接触する時間もその機会もほとんど与えられなかった」と指摘し、被告人らの有罪判決直後に出頭した弁護人の活動状況から判断すれば、各グループの公判を合理的に遅らせることによつて(by a reasonable delay)家族との接触の機会が与えられておれば、被告人らは代理人としての有能な弁護人を選任できたであろうことは明らかであると指摘しているのである²⁰⁾。

弁護人依頼権が認められるというのであれば、自らの選任において弁護人を確保する公正な機会が被告人に付与されるべきであるということはほとんど指摘するまでもない。本件ではこのようなことが行われなかっただけでなく、本件での弁護人の選任は、きわめて不明瞭にないしきわめて公判に接近してなされたため、この点において効果的で実質的な弁護人の援助を否定したことに相当する。このことは、本件記録を少し吟味すれば十分に明らかである²¹⁾。

起訴状提出六日後の四月六日、公判が始まった。最初の事件の公判で裁判所が両当事者に公判準備ができていないかどうかを尋ねた、訴追側は準備完了と答えたが、誰一人被告人側のために答弁せず、Xらを代理し、あるいはXらを弁護するために誰一人法廷に出頭していなかった。地元弁護士会のメンバーではなくテネシー州の弁護士であるRが、自分は弁護士として選任されていないが、この事件に関心ある人物からこの事件について話を聞いて出かけて来たと言った。そこで裁判所がXらのために出廷する意思があるかどうか尋ねたところ、Rは裁判所が選任

する弁護人と一緒なら出廷したいと答えた。長いやりとりの後、結局、地元弁護士会の指導的メンバーのMが、Rに協力して、できるだけのことをした旨発言し、裁判所が結構です (all right) としてこれを認めた結果、公判が始まった。⁽¹²⁾

「このような気まぐれなやり方で (in this casual fashion)、死刑事件での弁護人の問題が処理されたのである。それ故、公判当日の朝まで被告人を代理する弁護人が指名されることも明確に任命されることもなかった。」その時まで、公判裁判官は限定的な、被告人のアレンメント手続のために、地元弁護士会のメンバー全員を任命していた。被告人Xらの代理人として弁護人が法廷に出頭しなければ、彼らがその後、Xらの代理人となるつもりであったか否かは単なる推測事項にすぎず、あるいは公判裁判官が示唆したように、裁判所側の単なる期待事項にすぎなかった。そのような任命は、われわれの意見によれば、本来の意味における、弁護人任命の要件を全く満たしていない。⁽¹³⁾

「いづれにせよ、本件状況の下では、これら被告人に対する手続の中でおそらく最も重要な時期、すなわち（弁護人との）相談、徹底的な調査および準備がきわめて重要であるアレンメントから公判開始に至るまでの時期を通じて、被告人らは公判自体におけると同様にこの時期を通じて弁護人の援助を受ける権利があったにもかかわらず、彼らはいかなる現実の意味においてもそのような援助を受けなかったという結論に至らざるを得ない (In any event, the circumstance lends emphasis to the conclusion that during perhaps the most critical period of the proceedings against these defendants, that is to say, from the time of their arraignment until the beginning of their trial, when consultation, thoroughgoing investigation and preparation were vitally important, the defendants did not have the aid of counsel in any real sense, although they were as much entitled to such aid during that period as at the trial itself.)」⁽¹⁴⁾

「第一、アラバマ州憲法は、すべての刑事訴訟において被告人 (the accused) は弁護人の援助を受ける権利を有すると規定する。そして州の制定法は、裁判所は死刑事件において、被告人 (defendant) が弁護人を選任 (employ) することができない場合、被告人のために弁護人を任命することを要求している。州最高裁判所は、(本件で) これらの規定は侵害されていないと判示した。われわれはこの判示に介入することはできない。しかしながら、われわれに判断する義務があり、かつ判断する能力のある問題は、弁護人の援助 (を受ける権利) の否定は連邦(合衆国)憲法第一四修正のデュー・プロセス条項に違反するかどうかである」⁽¹⁵⁾

重罪で告発された被告人には弁護人の援助を受ける権利のあることを認めるには、わが憲法採用時のイギリスの「コモン・ローで類似の権利が認められていたことを要する」というのであれば、そのような権利をデュー・プロセスの必要物として認めるのは難しい。イギリスでは当初、反逆罪または重罪で告発された者には、法律上の問題に関するものを除き、弁護人の援助は否定された。ところが、同時に民事事件の両当事者や軽罪で告発された者には弁護人の完全な援助を受ける権利が与えられていた。一六八八年の革命後、このルールは反逆罪に関して廃止されたが、重罪に関しては、一八三六年の議会の立法で完全な権利が認められるまで存続していた。軽犯罪で弁護人の援助を受ける権利を認めながら、そのような援助が最も必要な重大な性格の犯罪の場合にそれを否定するというのは、明らかに軽重の判断感覚が倒錯 (a perversion of all sense of proportion) しており、このルールは一貫して激しく、時には情熱的なまでにイギリスの政治家や法律家によって攻撃された。早くも一七五八年に、ブラックストーン (Blackstone) は、このルールが「コモン・ローで確立していることを認めつつ、イギリス法による被告人 (prisoners) の人道的取扱いと調和していないと批判した。他方、コーク卿 (Lord Coke) がこのルールを弁護した根拠の一つは、重罪事件においては裁判所自体が被告人のための弁護人であるということであった。しかし、その機能が純粹に司法的である裁判官が、どのようにして効果的に被告人のための弁護人の義務を果たすことができる」と

いうのか。裁判官は、裁判所面前の手續で被告人が公正、公平に取り扱われていることに留意できるが、事実を捜査し、弁護を助言し、指示することはできない¹⁶⁾。

このルールは英領植民地において否定された。連邦憲法採用以前にメアリーランド州憲法はすべての刑事訴訟において被告人は弁護人を認められる権利があると宣言した。マサチューセッツ、ニューヨーク、ペンシルヴァニアの各州憲法は同旨の権利を宣言した。ロード・アイランド州では一八四二年に最初の憲法が採用されたが、早くも一七九八年に制定法によって、連邦憲法第六修正の文言と同じく、「すべての刑事訴訟において、被告人は自己の防御のために弁護人の援助を受ける権利がある」ことが規定された。かくして、「三英領植民地のうち少なくとも一二の植民地で、本件で検討中の問題に関し、イギリスのコモン・ローのルールが明確に否定され、弁護人依頼権は一、二の例外を除き、すべての刑事訴訟において完全に承認されたのである¹⁷⁾。

当裁判所は一八八四年の判決 (*Hurtado v. California*, 110 U.S. 516) において、州による殺人罪の起訴について大陪審による正式起訴を必要とするのは、第一四修正のデュー・プロセスの要求ではないと判示した。そして当裁判所は、その結論の裏付けとして、第五修正にはデュー・プロセス条項のほかに、「何人も、大陪審による正式起訴または告発によらない限り、死刑その他の重罪に問われない」との明示の規定があることに言及し、この重要な修正条項の条文には余分なものはないと解釈すべきであるから、かかる憲法の意味において、デュー・プロセス条項には大陪審の制度、手続が含まれていないとした。そして州の行為を規制するために第一四修正で採用されたこれと同一のデュー・プロセスという文言は、同一の意味で用いられたものと解釈すべきであるとして、もし大陪審制度を州に残すのが同修正条項の意図であったとすれば、第五修正がそうであったように、第一四修正にはその趣旨の明示の宣言が具体的に表現されていたであろうと指摘したのである¹⁸⁾。

第六修正は、「すべての刑事訴訟において、被告人は、自己の防御のために弁護人の援助を受ける権利を有する」と定めている。Hurtado 事件の理由付けによれば、弁護人依頼権は、第六修正により明示に保障されているのであるから、それはまたデュー・プロセス条項にも含まれるという結論を正当とすることは困難である。しかし、当裁判所は、その後の判例で、州裁判所の判断は、たとえ正当な補償なしに私有財産を公共の用のために徴収することを認めた制定法によっては認められたものであるとしても、正当な補償なしに私有財産を公共の用のために徴収されないことを第五修正は明示に定めているにもかかわらず、第一四修正の要求であるデュー・プロセスに違反すると判示した。同様に、当裁判所は、第一修正において連邦議会は言論、出版の自由を制限する法律を制定してはならないと明示に定めているにもかかわらず、言論、出版の自由は第一四修正のデュー・プロセス条項によって保護されている権利であると判示しているのである¹⁹⁾。

これらの判例は、Hurtado 事件で示された包括的なルールにも例外のあることを認めている。ある権利が連邦憲法の他の個所で明示に保障されているにもかかわらず、第一四修正のデュー・プロセス条項にも含まれるか否かを判断する際の決定的な要因の一つは、「このような権利を否定すれば、われわれすべての市民的、政治的制度的根本にある正義と自由の基本的原理 (fundamental principles of liberty and justice)、を侵害するようになる」ということである。当裁判所および他の裁判所の表現を概観すると、「弁護人を援助を受ける権利がこのような基本的性格を有するものであることは明らかである²⁰⁾」。

当裁判所およびわれわれが知る限りの他の裁判所によれば、告知と聴聞 (notice and hearing) が憲法上のデュー・プロセスの要求の基本的要素を構成するものであることは疑いを容れない。「では、聴聞 (a hearing) には何が含まれているのか。沿革上も実務上も、わが国では、少なくとも権利を主張する当事者がそのことを希望し、かつそれを提供したとき、この聴聞には常に弁護人の援助を受ける権利が含まれると考えられてきた。この聴聞を受ける権利 (the right to be heard) には弁護人による聴聞を受ける権利が含まれていないとすれば、それは多くの場合、

ほとんど無意味なものとならう。知性と教養ある一般市民であっても、法律学の素養は余りなく、時には全くない。犯罪で起訴されても、彼は一般に、その起訴が正当か不当かを独力で判断できない。彼は証拠法に不案内である。弁護人の援助なしに放置されると、彼は十分な嫌疑なしに裁判にかけられ、証拠能力のない証拠、あるいは争点に關連性のない証拠その他の許容できない証拠に基づいて有罪とされるかもしれない。たとえ彼に完全な防衛理由があるとしても、防衛の準備に必要な技術も知識もない、彼は自己に不利な手続のあらゆる段階で弁護人の導きの手を必要としている。それがなければ、身に覚えがないにもかかわらず、自己の無罪を主張する術を知らないがために、有罪判決を受ける危険に直面するようになる。このようなことが知性ある人々についても真実であるといつては、それは無知で文盲な人々あるいは知性に欠ける人々にとつてはるかに真実であるといつてはなる (Even the intelligent and educated layman has small and sometimes no skill in the science of law. If charged with crime, he is incapable, generally, of determining for himself whether the indictment is good or bad. He is unfamiliar with the rules of evidence. Left without the aid of counsel he may be put on trial without a proper charge, and convicted upon incompetent evidence, or evidence irrelevant to the issue or otherwise inadmissible. He lacks both the skill and knowledge adequately to prepare his defense, even though he have a perfect one. He requires the guiding hand of counsel at every step in the proceedings against him. Without it, though he be not guilty, he faces the danger of conviction because he does not know how to establish his innocence. If that be true of men of intelligence, how much more true is it of the ignorant and illiterate, or those of feeble intellect.)¹⁷⁾ 民事であれ刑事であれ何らかの事件で、州または連邦の裁判所が当事者に雇われ弁護のために出頭した弁護人による当事者の聴聞を専断的に拒否したとすれば、そのような拒否は聴聞の否定となり、それ故、憲法上の意味におけるデュー・プロセスの否定となるべきこととは合理的に疑い得ないことである¹⁸⁾。」

「本判決で先に詳論した事実——被告人らの無知文盲、若者であること、民衆の敵意ある環境、軍隊による被告人らへの周到な監視と拘禁、被告人らの家族や友人はすべて他州にいるため、彼らとのコミュニケーションは当然に困難であり、とりわけ被告人らは生命にかかわる危険に直面していたという事実——に照らして、われわれは、公判裁判所が被告人らに弁護人を確保する合理的な時間および機会を提供しなかったことは明白なデュー・プロセス違反であったと考える。しかし、たとえ弁護人を雇う機会が与えられていたとしても、被告人らにその余裕がなかったことを考えると、上述した本件状況の下では、弁護人の必要性はきわめて重要かつ不可欠であったから、公判裁判所が効果的な弁護人の選任をしなかったことは同様に修正一四条の意味におけるデュー・プロセスの否定であると考えられる。他の刑事訴追の下において、または他の状況下において、そのように言えるかどうかについては判断する必要はない。必要とされる判断はただ、われわれが現に判断するように、死刑事件において、被告人が弁護人を雇うことができず、無知、精神薄弱、文盲等のために十分に自己を防御できない場合には、その要望のあるなしかかわらず、法のデュー・プロセスの当然の要請として彼に弁護人を選任することは裁判所の義務であること、そして事件の準備および公判での効果的な援助が出来ないような時間ないし状況下での選任では、かかる義務は果たされたことにはならないということである¹⁹⁾。」

「聾啞で文盲かつ精神薄弱で弁護人を雇えない被告人が死刑事件で告発され、無傷で対峙した州勢力を相手に、自己を防御するための弁護人の任命のないまま訴追側によって起訴され、公判に付され、有罪となり、そして死刑判決の言い渡しを受けたという極端な例を考えてみよう。このような結果は、もし死刑が執行されたとする、ほとんど司法殺人にほかならず、法のデュー・プロセスの保障を大きく侵害するものであることは疑いえない。このような状況下で公判裁判所に弁護人を選任する義務のあることは明らかであり、このことは本件記録が示している状況下で明らかであるのと同じである。そして裁判所にそのような権限のあることは、たとえ制定法が欠如してい

る場合であっても、疑いえないことである。弁護士は裁判所の職員 (officers) であり、そのような選任を求められたときには職務に服する義務がある。⁽²³⁾

【30】 ジョーンソン判決 (一九三八年)

本判決は、偽造通貨行使等の罪で連邦裁判所で有罪判決を受けた被告人が弁護士依頼権の不知を理由に人身保護令状による救済を求めた事案につき、パウエル判決を引用しつつ、連邦裁判所で起訴された被告人にも第六修正の弁護士依頼権があることを強調したうえで、弁護士依頼権は放棄できるが、裁判所は被告人が熟知して権利を放棄したかを判断する義務があるとし、原判決は人身保護手続による救済は認められないとしたため権利放棄に関する認定はしていないから、この点につき審理するよう求めて破棄差し戻したものである。

「事実の概要」 被告人ジョーンソン (X) と Y は一九三四年一月二日、南カロライナ州チャールストンで、偽造通貨行使等の罪で逮捕された。両名は当時休暇中の海兵隊下士官であった。Xらは大陪審の決定待ちであったが、保釈金を支払うことができず、刑務所 (jail) で身柄を拘束されていた。Xらは一九三五年一月二日、起訴され、直ちにアレイメント手続の後、公判に付され、合衆国地方裁判所で有罪判決の言い渡しを受け、アトランタ市にある連邦刑務所に移送された。Xらには補助裁判官 (commissioner) 面前での予備審問時には弁護士が選任されていたが、公判時には弁護士を選任することができなかった。アレイメント手続時に両名はともに無罪の答弁をした際に、弁護士は付いていないと述べたものの、裁判所の質問に対し公判準備はできている (ready for trial) と答えた。そこで両名は、弁護人の援助なしに審理のうえ、有罪判決の言い渡しを受けた。公判終了後、刑務所に戻されたXらは、看守に弁護士を呼んで欲しい旨伝えたが、接触することは認められず、結局、一月二五日アトランタの連邦刑務所に移送された。同刑務所では、規則どおり、一六日間、刑務所職員以外の者との接触は一切認め

られなかった。その間、Xらは、刑務所職員に弁護士との面会を求めることはなく、公判裁判官への新公判ないし上訴の申し出を職員に求めることもなかった。一九三五年五月一日、Xらは上訴の適用を求めたが、上訴期間徒過を理由に否定された。⁽²⁴⁾

Xはその後、二度にわたり人身保護令状による救済を求めたが、いずれも認められなかった。合衆国地方裁判所裁判官は、第六修正違反であることは認めつつ、弁護人の援助を受ける憲法上の権利を奪われた手続であっても、人身保護手続での有罪判決の無効宣言をするに十分ではなく、単に通常の上訴手続では是正しうる公判手続上の誤りにすぎないとの判断を示し、控訴裁判所もこれを維持した。⁽²⁵⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は「問題の重要性を理由に上告受理の申立てを容れ」、六対二で原判決を破棄差し戻した。その要旨は、およそ次のとおりである。なお、法廷意見の執筆はブラック裁判官である。

「判旨」 第六修正は、すべての刑事訴訟において、被告人は自己の防御のために弁護人の援助を受ける権利を有する⁽²⁶⁾ことを保証している。これは、生命および自由に関する人の基本的権利を確保するために必要であると考えた第六修正の保護装置 (safeguards) の一つである。第六修正が規定する憲法上の保護装置がなくなると、正義は行われなくなるという警告を第六修正は示している。平均的被告人は、自己の生命または自由を奪う権限のある裁判所の面前に引致され、経験に富む学識ある訴追側弁護士 (検察官) に直面すると、専門的な法的技術を有しないため自己を防御できないという自明の理をそれは具体化しているのである。⁽²⁷⁾

当裁判所は第六修正の賢明なポリシーと終始一貫して、貧困な被告人に弁護人を提供する近代刑事法の人道に適ったポリシー (humane policy of the modern criminal law) を強調してきた。すなわち、パウエル判決が明示するように、聴聞を受ける権利 (the right to be heard) には弁護人による聴聞を受ける権利が含まれていないとすれば、それは多くの場合、ほとんど無意味なものとならう。知性と理ある一般市民 (layman) であっても、法律学

の素養は余りなく、時には全くない。犯罪で起訴されても、彼は一般に、その起訴が正当か不当かを独力では判断できない。彼は証拠法に不案内である。弁護人の援助なしに放置されると、彼は十分な嫌疑なしに裁判にかけられ、証拠能力のない証拠、あるいは争点に関連性のない証拠その他の許容できない証拠に基づいて有罪とされるかもしれない。たとえ彼に完全な防御理由があるとしても、防御の準備に必要な技術も知識もない、彼は不利な手続のあらゆる段階で弁護人の導きの手を必要としている。第六修正はすべての刑事訴訟において被告人が弁護人の援助を得ているか、またはそれを放棄していない限り、被告人の生命または自由を奪う権限を連邦裁判所に付与していないのである。

Xは本件で憲法上の権利を放棄したことが訴追側によって一貫して主張されている。地方裁判所は、そのようなことを認めなかった。「権利放棄は通常、既知の権利または特権を意図的に放棄すること」(an intentional relinquishment or abandonment)である。弁護人依頼権を理解したうえで放棄(an intelligent waiver)であったかどうかの判断は、各事案において、被告人の経歴、経験、および行動を含む当該の事案を取り巻く特定の事実および状況いかによって下されなければならない。⁽³⁰⁾ 弁護人によって代理される被告人の憲法上の権利は、それ自体、公判裁判所の保護をもたらす。この裁判所の保護義務は、被告人による理解したうえで有効な放棄(an intelligent and competent waiver)があったか否かの判断に関し、公判裁判所に重い責任を課す。被告人は弁護人依頼権(the right of counsel)を放棄できるが、適切な放棄(proper waiver)の有無は、公判裁判所によって明白に判断されるべきであり、かかる判断は記録上示されていることが相当といえる。⁽³¹⁾

Xには人身保護令状による救済を求めることができないと判示した地方裁判所は、Xらが無知ないし過失によって新公判を求める権利を失ったというのであれば、それは不幸なことではあるが、そのような不運があるからといって、当裁判所が人身保護事案においてその主張されている誤りを再審査して是正する権限を有するということには

ならない」と述べている。⁽³²⁾ 憲法上の弁護人依頼権保障の目的は、法律上および憲法上の諸権利の無知に由来する有罪判決から被告人を保護することである。被告人が無知のため権利を主張しなかったということだけで、憲法上の保護が失われるというのであれば、かかる保障は無意味なものとなる。なるほど人身保護手続は、公判時に生じた法律上の誤りを是正するために用いることはできない、しかしながら、このような原理は、人の生命および自由に関する憲法上の保護装置を破壊するのではなく、それを維持するために解釈、適用されなければならない。第六修正の採用以降、人身保護手続での審査の範囲は限定されるのではなく、拡大され続けてきた。⁽³³⁾

弁護人の援助なしに有罪判決の言い渡しを受けた被告人(X)は、弁護人依頼権については無知であったため、公判時に法律上および憲法上の諸権利を保持できなかったと主張している。被告人は有罪判決後に、弁護人を確保できず、新公判ないし上訴の手続およびその期限に無知であったため、上訴による救済を求めることができなかつたと主張している。もし、これらの主張が真実であれば、人身保護手続によってXの権利を保護しない限り憲法上の権利侵害を救済する法律上の手続的方策として裁判所が利用できるものはない。市民から唯一効果的な救済策を奪うことは、「正義の基本的要求(rudimentary demand of justice)」、⁽³⁴⁾に反するだけでなく、とりわけ不正義の阻止を目的とした憲法上の保障を破壊することとなる。⁽³⁵⁾

「第六修正は憲法上、犯罪で告発された人に弁護人の援助を受ける権利を保障している(entitles one charged with crime to the assistance of counsel)」。この憲法上の要求に従うことは、生命または自由を奪う連邦裁判所の権限に不可欠な裁判所の前提要件(an essential jurisdictional prerequisite)である。かかる権利が適切に放棄されると、弁護人の援助はもはや有罪判決および量刑手続に進む裁判所の権限の必要な要件ではない。しかしながら、被告人が弁護人によって代理されることがなく、適切にかつ理解して憲法上の権利を放棄しないならば、第六修正は、彼の生命または彼の自由を奪う有効な有罪判決および量刑に対する裁判上の障害物として立ちはだかる

(stands as a jurisdictional bar)」。第六修正のかかる要求に従わないのであれば、裁判所にはもはや手続を進める権限はない。権限なしに裁判所が宣告した有罪判決は無効であり、そのことによって投獄された者は人身保護による救済を求めることができる。⁽³⁵⁾

しかしながら、裁判所の判決は、副次的な人身保護手続違反の攻撃によって軽々しく破棄することはできない。被告人が、弁護人なしに、有罪判決をもたらした公判に黙従し、後に非常救済的な人身保護手続の許可を求めるときには、憲法上の弁護人の援助を受ける権利を適切に理解して放棄しなかったことを立証する挙証責任は被告人側にある。もし人身保護手続において、彼がこのような責任を現に果たし、裁判所が証拠の優越によって (by a preponderance of evidence)、被告人には弁護人が付いておらず、憲法上の弁護人依頼権を適切に放棄したこともないことを確認すれば、保護令状を認めるのが裁判所の義務である。⁽³⁶⁾

本件において、被告人は弁護人の援助を受けずに有罪とされた。人身保護手続は利用可能な救済策ではないと信じて、地方裁判所は被告人による権利放棄に関する事実の認定をしなかった。このような本件記録の下で、われわれは、本件を差し戻す必要があると考える。本件を破棄し差し戻すこととする。⁽³⁷⁾

【31】 ベッツ判決（一九四二年）⁽³⁸⁾

本判決は、一九三二年の【29】パウエル判決は死刑事件での判断であることを強調し、デュー・プロセス条項の命ずる国選弁護人依頼権の保障は死刑事件以外の重罪事件については特段の事情のある場合に限られるとしたうえで、経済的余裕のない強盗事件の被告人の要請を拒否して国選弁護人を任命せずに有罪判決を言い渡した州裁判所の措置はデュー・プロセスに違反しないとしたものである。本判決はおよそ二〇年後の【33】ギデオン判決によって正面から変更されるが、過渡的なものとはいえ、デュー・プロセス条項と権利章典のかわりについての判示

内容が興味深いので紹介しておく。

「事実の概要」 被告人ベッツ (X) はメアリーランド州甲郡の巡回裁判所で強盗の罪で起訴された。Xは貧困のため弁護人を雇うことができず、アレイメント手続時にその旨裁判官に告げ、弁護人の選任を求めたが、甲郡では資力のない被告人に弁護人を任命できるのは殺人と強姦の罪の場合に限られることを理由に認められなかった。Xは止むなく、弁護人依頼権を放棄しないまま、無罪の答弁をし、陪審員ではなく裁判官による審理を受けることを選択した。Xの求めに応じてXに有利な証人が喚問された。Xは訴追側証人に反対尋問をし、自己側証人にも尋問した。後者は、アリバイ証人であった。Xはその機会が与えられたにもかかわらず、証人台に立たなかった。裁判官はXを有罪と認定し、八年の拘禁刑を言い渡した。⁽³⁹⁾

Xは服役中に、「連邦憲法第一四修正によって保障されている弁護人の援助を受ける権利を奪われたと主張して」メアリーランド州乙郡巡回裁判所に人身保護令状の申立てをした。この令状は発付されたが、結局、Xの主張は退けられた。Xは数ヶ月後、以前の申立てと同じ理由で、メアリーランド州控訴裁判所の首席裁判官に人身保護令状による救済の申立てをした。首席裁判官は令状の発付を認めたが、結局、判決の中でその理由を述べたうえで救済の申立てを退けた。

これに対し、Xが合衆国最高裁判所に上告受理の申立てをしたところ、憲法判断に争いのある重要な裁判権の問題があることを理由に令状が発付されたが、合衆国最高裁は六対三で原判決を維持した。第一四修正のデュー・プロセス条項と弁護人依頼権に関する判示内容は、およそ次のとおりである。

「判旨」 「裁判所が被告人の弁護人選任の要求を拒否したことを理由に、被告人の有罪および刑の言い渡しは第一四修正に違反してデュー・プロセスの保障なしに被告人からその自由を奪ったと言うことができるか」⁽⁴⁰⁾

合衆国憲法第六修正は、連邦裁判所における裁判においてのみ適用される。「第一四修正のデュー・プロセス条

項は、それだけでは、第六修正の中に見出される特定の保障を具体化していない (does not incorporate, as such, the specific guarantees)。まっさき、最初の八つの修正条項の中で特に具体化されている権利または特権を州が否定すれば、ある状況下に、あるいは他の要素と結びついて、特定の事案においては、訴訟関係者 (litigant) から第一四修正に違反してデュー・プロセスの保障を奪ったことになりうる。デュー・プロセスという語句 (phrase) は、権利の章典の特定の規定の中で描かれている概念より厳格でなく、より流動的である。権利が否定されたかどうかは、所与の事案における事実の全体を総合的に評価して検討されるべきである。それを否定すれば、ある状況下においては、普遍的な正義の感覚にショックを与え、基本的公正さの否定となり、他の状況下においては、他の諸要素に照らして、そのような否定にはならないことはありうる。そのような概念の適用に際し、その保障を一定の硬直したルールに公式化するという (the habit of formulating the guarantee into a set of hard and fast rules) 危険が常にあり、一定の事案でのそのようなルールの適用は、その中で明らかにされた限定的な諸要素を無視することになりうるのである。⁽¹³⁾

被告人は、本件において、事実上、デュー・プロセス条項を強制するルールの適用を求めている。従前の諸判例から推論すべきルールは、すべての事案において、いかなる状況下のものであれ、犯罪で告発された者は、弁護人を雇うことができなければ、州によって弁護人を提供されなければならないと主張するのである。「当裁判所の意見の中には、かかる主張を支持するやにみえる (lead color) 表現もあるが、被告人が認めているように、現に提起されている問題に正面から判断を示した判例は一切ない。⁽¹⁴⁾

一九三二年のパウエル判決において、無知で身寄りのない黒人の若者が、弁護人を確保する手段がないまま、弁護人の効果的な援助を受けずに、死刑犯罪で急いで裁判にかけられた。アラバマ州法は貧困な被告人に弁護人依頼権を保障していたため、被告人の裁判は、公正さの原理を全く無視し、公平な裁判の前提としての州法の原理を無視して行われた。当裁判所は、その結果たる有罪判決の言い渡しはデュー・プロセスの保障なしに行われたものであると判示した。すべての事実を照らして、公判裁判所が被告人らに弁護人を獲得する合理的な時間および機会を提出しなかったことは明らかにデュー・プロセスの否定であると判示したのである。当裁判所はさらに、本件状況の下では、弁護人の必要性はきわめて重要かつ不可欠であるから、公判裁判所が効果的な弁護人の任命をしなかったことは同様にデュー・プロセスの否定である」と指摘したが、他の刑事訴訟の下において、または他の状況下において、そのように言えるかどうかについては判断する必要はない。必要とされる判断はただ、われわれが現に判断するように、死刑事件において、被告人が弁護人を雇うことができず、無知、精神薄弱、文盲等のために十分に自己を防御できない場合には、その要望のあるなしにかかわらず、法のデュー・プロセスの当然の要請として彼に弁護人を選任することは裁判所の義務であること、そして事件の準備および公判での効果的な援助が出来ないような時間ないし状況下での選任では、かかる義務は果たされたことにはならないということである」と付加したのである。⁽¹⁵⁾

被告人らの依拠するこれら判例は、本件を支配しない。「われわれが現に判断すべき問題は、すべての刑事事件において、その状況がどのようなものであれ、州は貧困な被告人に弁護人を提供しなければならない、そしてこれはデュー・プロセスの要求であるといえるかどうかである。」「この問題への回答は英米法体系の下で生活している人々の共通の理解の中に見出される。一六世紀までに、すべての刑事訴訟において、被告人は自己の防御のために弁護人の援助を受ける権利を有する」ことが定められた。われわれは一九三八年のジョンソン判決において、被告人が弁護人のサービスを得ることができない場合、かつその権利が意図的に完全に放棄されなかった場合のすべての刑事事件において被告人は弁護人の選任を要求できるものであるとしてこの規定を解釈した。⁽¹⁶⁾

コモン・ローおよび各州の憲法上または法律上の規定を概観すると、大多数の州において「弁護人の選任は公正

な裁判に不可欠な基本的権利ではない」というのが議会や裁判所の熟慮の上での判断 (the considered judgment) であつたことは明らかである。この問題は一般に、立法政策上の問題 (one of legislative policy) とわれつきた。このような証拠に照らすと、「第一四修正の中に具体化されているデュー・プロセスの観念は、州自身の見解がどのようなものであれ、このようなすべての事案において州には弁護人を提供する義務のあることを要求していると言つことはできない。」⁽⁴⁷⁾

本件では、強盗が行われたことには疑問がなかつた。訴追側の立証は被告人と犯人との同一性を示す証拠から成つていた。被告人は本件犯行時に他の場所にいたことを立証するために証人を喚問し、かつ尋問した。本件での単純な争点は、訴追側証言が真実か、それとも被告人側証言が真実かであつた。被告人は無力であつたのではなく、通常の知性を有し、このような限られた争点の公判で自己自身の利益を守りうる四三歳の男性であつた。

彼は一度、刑事裁判所に出頭し、窃盗罪で有罪の答弁をして刑に服したことがあり、刑事手続に全く経験がないわけではなかつた。状況が異なっており、かつ被告人が何らかの理由で、弁護人がいなかったことで重大な不利益を受けたことが明白であれば、メアリーランド州では、弁護人依頼権が拒否されたことを理由に、有罪判決が破棄されていたであろうことは全く明らかなことである。上述のように、第一四修正は公正に関する共通かつ根本的な観念に違反する裁判で有罪判決を言い渡して刑を科すことを禁止する。特定の事案における弁護人の欠如によつてそのような基本的公正さを欠く有罪判決に至ることはありうるが、いかなる犯罪に対しても、いかなる裁判所においても、弁護人の代理のない被告人に公正な裁判を行うことはできない、そして第一四修正はこのような不動の命令 (an inexecutable command) を内包していると言つことはできないのである。⁽⁴⁸⁾

【32】 スパーノ判決（一九五九年）

本判決は、取調官が被告人の弁護人との接見要求を繰り返し拒否したうえ、被告人の親友の新米警察官を利用してついに自白を獲得した事案につき、第一四修正のデュー・プロセス条項に違反したものであるが、同調補足意見が「自白採取時の弁護人不在」という事実だけで第六修正に違反すると指摘し、後に一九六四年の【34】マサイア判決がこの補足意見を「採用」したことで知られる過渡期の重要な判決である。

【事実の概要】 イタリア生まれの米国人である被告人スパーノ (X) は、本件射殺事件当時二五歳で、高校を卒業し定職に就いていた。射殺事件は一九五七年一月二二日に発生した。当日、Xは酒場で飲んでた。故人A (被害者) は、マディソン・スクエア・ガーデンに出場したこともある体重二〇〇ポンドの元プロボクサーであるが、Xの現金の一部を酒場で取り上げた。そこでXはそれを取り返すべく酒場の外までAを追いかけた。争いとなり、AはXを打ち倒したうえ、Xの頭を三、四度蹴るなどした。殴られたショックでXは嘔吐した。パーテンダーがXの頭部に氷をあてるなどの手当てをした。Xはその後、酒場を出て歩いてアパートに帰り、銃をとり、Aがよく出入りしている八、九ブロック先の菓子店に向かった。Xがその店に入ると、Aとその友人三名——少なくともそのうちの二名は前科者であつた——および店長の少年がいた。Xは銃を五発撃ち、その二発がAに命中し、Aは死亡した。店長が唯一の目撃証人であつた。Aの三名の友人は、銃を発射した人物を見ていなかった。Xはそれから一週間余、行方不明になつた。⁽⁴⁹⁾

一九五七年二月一日、ブロンクス郡大陪審は、Xを第一級謀殺罪で起訴し、Xの法廷への引致を命ずる逮捕令状が発付された。一方、Xは二月三日、一緒に学校に通っていた長年の親友である新米警察官ブルーノに電話をかけた。ブルーノは後に、恐ろしいほどAに殴られ痛めつけられて目がくらんだ、アパートに一たん戻り銃をとり再び出かけてAを撃つた旨Xが話したと証言した。「Xはブルーノに、弁護人を確保して身を委ねるつもりであると告

げた。ブルーノはその情報を上司に伝達した。⁵¹⁾

翌二月二四日午後七時一〇分、Xは弁護人に伴われて副検察官事務所と裁判所が一緒に入っているブロンクス郡庁舎前の捜査当局に出頭した。弁護人は捜査官の質問に答弁しないようXに忠告した後、Xの身柄を警察官に委ねた。Xは直ちに副検察官事務所に連行され、午後七時一五分、副検察官P、刑事Qら五名の警察官によって取調べが開始された。記録の示すところによれば、取調べは執拗かつ継続的であった。Xは弁護人の助言に従い、動じることなく答弁を拒否した。Xは天井を見上げただけで、名前以外は一切供述せず、弁護人との接見を求めたが、この要請は拒否された。Xは午後一時、サンドイッチなどの軽食を与えられた。⁵²⁾

翌朝二月五日午前一二時一五分、五時間に及び取調べでXが弁護人の指示に従って黙秘を続けていることが明らかとなった後、副検察官の指示でXは他の警察署の四六分署に移送された。副検察官も右分署に向き、取調べに若干加わった。Xは一二時三〇分に到着し、取調べは一二時四〇分に終了した。「Xは答弁拒否に固執」し、再び弁護人との接見を求めた。Xの要請は他の刑事事によって再び拒否された。⁵³⁾

この時点で捜査官らは、Xの親友ブルーノ(甲)を利用できないかと考えた。甲は午後一〇時ないし一一時頃、四六分署とは全くかわりがなかったにもかかわらず、呼び出された。甲は、Xの先の電話で「困ったことになった(in a lot of trouble)」とXに告げて甲の妊娠中の妻と三人の子供にXの関心を引くよう命じられた。甲はこのことを実行したが成功しなかった。甲は再び、Qの命令でXの関心を引く芝居をしたが、自白を採取できなかった。Qは嘘をついてXに自白させるよう甲に命令したが、Xは再び弁護人の忠告を固守した。Qに指示された四度目の丸一時間に及び甲の虚偽の懇請(prevarications)に根負けして、ついにXは供述することに同意した。午前三時二五分、副検察官、速記者、および数名の警察官が取調室に入り、Xの取調べが行われた。副検察官が質問する質疑応答形式でXの供述が採取された。供述(録取書の作成)は午前四時五分に完了した。⁵⁴⁾

さらに午前四時二〇分、三人の刑事はXをマンハッタンの警察署本部に連行する途中、Xがそこから凶器を投げ捨てたという橋を特定しようとした。刑事らは、ある橋を渡り警察本部に到着後マンハッタンを離れて、他の橋を渡りブロンクスに向かったが、Xはいずれの橋も凶器を投げ捨てた橋と認めなかった。そこで刑事らは三番街の橋を経由して再びマンハッタンの向かったところ、Xがその橋に間違いないと述べたので、午前六時すぎブロンクスに戻った。この間、捜査官は、故人(A)が常にXにつきまといていた、Aを射殺したことを後悔していない(not sorry)、⁵⁵⁾旨の供述をXから引き出した。三人の刑事は全員、公判でXの右供述について証言した。⁵⁶⁾

Xの自白は、適切な異議申立てにもかかわらず、証拠として提出された。陪審は、右自白が任意になされたものと認められる場合に限り、それに依拠できる旨説示された。陪審は有罪の評決をし、Xは死刑判決を言い渡された。ニューヨーク州控訴裁判所は、三名の反対意見が付されていたが、この有罪判決を維持した。これに対し、合衆国最高裁判所は「第一四修正の下で提起される重大な問題を解決するために」上告受理の申立てを容れ、全員一致で原判決を破棄した。⁵⁶⁾ なお、法廷意見はウォーレン首席裁判官が執筆し、ダグラス裁判官(ブラック、ブレナン両裁判官同調)、スチュアート裁判官(ダグラス、ブレナン両裁判官同調)の同調補足意見が付されている。

〔判旨〕 本件は、自白を許容したことが第一四修正の下で適切であるかの問題を提示する一連の事案の一つである。このような全ての事案におけると同様に、二つの基本的な社会の利益、すなわち迅速で効果的な法執行における社会の利益と憲法に反する法執行の方法によって個々のメンバーの権利が侵害されることを阻止する社会の利益との間の争いを解決することが求められている。⁵⁷⁾

Xの第一の主張は、死刑事件における絶対的な弁護人依頼権はXに対する起訴状作成時に機能するに至った、大陪審はXが本件犯罪を犯したと信ずる十分な理由があると認定したのであるから、その時点でXはあらゆる意味において刑事事件における被告人である、したがって、起訴後に弁護人のいないところで獲得された自白は第一四修

正に違反することなしに用いることはできないとする。この論点に触れる必要はない。というのは本件で獲得された自由を使用することは、伝統的な原理の下で第一四修正に矛盾するからである⁽⁵⁵⁾。

不任意自由の使用を社会が嫌悪するのは、そのような自由の内在的な不信用性だけに基づくのではない。それはまた、警察は法執行時に法を遵守しなければならない、犯人と考えられる人物を有罪とするために違法な方法を用いることは、現実の犯人自身と同じように、結局、人の生命、自由が危険にさらされることになるという深く根をおろした感情 (the deep-rooted feeling) に基づいている。したがって、一連の判例において自由獲得時の警察の行動が精査されるに至ったのである。これらの諸判例によって、法執行官は最近、犯罪の嫌疑を受ける市民を含めたわが市民の基本的権利を保護するために負担する責任を次第に認識するようになった。しかし、法執行官の責任負担が大きくなるとともに、自由を採取するために用いられる方法はより手のこんだもの (sophisticated) となり、連邦憲法の保障を実施するわれわれの義務も終へるに至らず (does not close)、下すべき判断がより微妙であるだけに、われわれの果たすべき義務はより困難となっている。全ての事情を考慮したうえでわれわれの判断によれば、本件有罪判決は支持できない (this conviction cannot stand)⁽⁵⁶⁾。

Xは本件記録による限り、過去に法違反の経歴はなく、警察官の取調べを受けた経験もない。Xは一年半だけ高校に通い、情緒不安定 (emotional instability) の診断を受けた経験がある。なお、Xは一九五一年、精神障害 (psychiatric disorder)、を理由に、軍務に不適格と認定された。Xの母親は、二度にわたり精神病院に入っていたことがある。Xは物語りの供述 (a narrative statement) をしたのではなく、巧みな検察官の誘導尋問を受けて自由した。Xは、一ト三名の捜査官ではなく、多くの捜査官によって取り調べられた。副検察官Pのほか、ブルーノを含む三名の警察官によって取り調べられたのである。「Xは事実上、自由するまで八時間にわたり取り調べられた。」取調べは通常の執務時間に行われたのではなく、夕方早くから始まり、夜中まで続けられたが、早朝

に至るまで実を結ばなかった。このような状況下に徐々に蓄積された疲労は、計画どおり、確かに一定の役割を果たした。警察官は、弁護人の助言に従い答弁を繰り返し拒否したXに対し、臆せず取調べを続行し、Xがすでに選任し、かつ自ら令状に従ってXの身柄をこれら警察官に引き渡した弁護人と相談したいとのXの合理的な要請を無視した⁽⁵⁷⁾のである。

検察側が当裁判所においてXの「子供時代からの友人」として表現した新米警察官ブルーノの利用は、本件状況下で言及に値する他の要素である。両者の間には一昔前の青年期に遡る友情の絆があった。このような素材を利用することによって (with this material) 警察官らはXの黙秘の固い意思を打ち破りうると感じたのである。彼らはブルーノに、Xの先の電話で面倒なことになった、職を失いかねない、職を失えば三人の子供と妻および近く生まれる子供に災難が及ぶと嘘をつくよう指示した。そこで、ブルーノは、一度でなく、四度までも、しかも最後の四度目は丸一時間にわたり、このような上司に悩まされ (harrided) 困惑した父親の役割を演じた。Xは「明白な敵は災いのもととなりうる。しかし、偽りの友人はさらに悪い」という「ジョン・ゲイ (John Gay) の有名な対句を知らなかった。そして彼は友人の偽りの懇願に屈服したのである⁽⁵⁸⁾。

われわれは、起訴後の状況下での全ての事実を検討した後、Xの黙秘の意思は、警察官の圧力、疲労および偽りの懇請によってかき立てられた同情心によって打ち負かされたと結論する。本件では、大陪審はすでに第一級謀殺罪でXを公判に付すに足る理由のあることを認めており、警察は謀殺の目撃証人をかかえていた。警察は単に犯罪の解決を目指したのではなく、「主として被告人から供述を獲得することに関心があった。それ故、Xからの自由獲得が警察官の一貫した意図であったことは明らかである。」そのような意図が立証されると、獲得された自由はきわめて注意深く検討されなければならないと当裁判所は判示し、本件ほど強制的でない (less compelling) 事実の下でも有罪判決を破棄してきた。したがって、われわれは、Xの有罪判決は第一四修正の下で維持できないと

考える。⁽⁶²⁾

「ダグラス裁判官らの同調補足意見」 われわれは本件で、被疑者ではなくある犯罪で正式に訴追された人物を取り扱っている。「問題は、起訴後公判前に被告人 (the accused) が弁護人を要求し、その要求が拒否されたとき、訴追側はこの被告人を秘密裡に (in secret) 取り調べる」ことができるのである。」本件は死刑事件であり、パウエル判決の下で被告人には弁護人によって代理される権利があった。弁護人による代理は公判に限定されない。パウエル判決で指摘されたように、これら被告人に対する手続の中でおそらく最も重要な時期、すなわち (弁護人との) 相談、徹底的な調査および準備がきわめて重要であるアレイメントから公判開始に至るまでの時期を通じて、被告人らは公判自体におけると同様にこの時期を通じて弁護人の援助を受ける権利があったにもかかわらず、彼らはいかなる現実の意味においてもそのような援助を受けなかった⁽⁶³⁾のである。

ある犯罪で正式に起訴された人物から公判開始前間に弁護人を奪うことは、公判自体の間に弁護人を拒否することよりも有害といえよう (may be more damaging)。本件は、裁判官および陪審によって審理される予定の被告人 (an accused) が警察官によって予備的方法で審理された事案である。本件は、警察が有罪判決を獲得するのに有用ないし必要な証拠を自由という形で提出する似非裁判手続 (kangaroo court procedure) である。彼らは、事実上、X に弁護人による効果的な代理を否定している。本件は、弁護人依頼権は公判自体と同様に、公判の準備段階にも及ぶとパウエル判決で宣明された原理の甚だしい侵害 (flagrant violation) である⁽⁶⁴⁾。

「スチュアート裁判官らの同調補足意見」 わたくしは法廷意見に同調するが、「この自由が採取されたとき弁護人が不在であったということだけで、第一四修正の下でその自由を不許容とするに十分であるというのが私の意見である。⁽⁶⁵⁾」わが裁判所制度の下では、起訴状提出の後、アレイメント手続と公判が続く。これら手続のすべての段階で、被告人 (the cused) は死刑判決が科されうる事案である場合には、弁護人の援助を受ける絶対的な権利

を有する。実際、被告人が自ら選任した弁護人の援助を受ける権利は、どのような犯罪で彼が公判に付されたにしても絶対的である。⁽⁶⁶⁾本件でXの出頭が続いて行われたのは、裁判所におけるアレイメント手続ではなく、検察官事務所、警察署、そして自動車の中の徹夜の尋問 (an all-night inquisition) であった。夜通し中、Xは弁護人との接見を認めてくれるように求め、その要請は繰り返し否定された。彼はついに自由をするに至った。そしてこの自由は彼を電気椅子に送り込む有罪判決を獲得するために用いられたのである。⁽⁶⁷⁾

【33】 ギデオ判決 (一九六三年)⁽⁶⁸⁾

本判決は、ベッツ判決と酷似したためその再考が求められた事案につき、ベッツ判決の誤りを認め正面からこれを変更し、パウエル、ジョンソン判決等を引用しつつ、すべての重罪事件の被告人への国選弁護権の保障は公正な裁判に不可欠な基本的権利として、第一四修正のデュー・プロセスの要求するところであり、州に対しても保障されることを明示したものである。

「事実の概要」 被告人ギデオ (X) は、軽罪 (misdemeanor) を犯す目的で玉突き場 (poolroom) に侵入した罪でフロリダ州裁判所に起訴された。この罪はフロリダ州法上は重罪 (felony) である。弁護人を依頼する資金がなく、弁護人なしで出廷したXは、弁護人の任命を裁判所に要請し、合衆国最高裁判決によれば弁護人を選任してもらった権利があると主張したが、フロリダ州法上は、裁判所が弁護人を選任できるのは、死刑事件で起訴された被告人に限られていることを理由に拒否された。陪審の面前での公判審理において、Xは素人として期待されうる限りの自己弁護を行った。Xは、自ら陪審に対し冒頭陳述を行い、訴追側証人を反対尋問し、自己を防衛するため証人を提出し、自らは証言することを拒否し、起訴状記載の犯罪事案について無罪を主張する短い弁論を行った。陪審は有罪の評決をし、Xは懲役八年の刑に処せられた。Xは後に、公判裁判所がXの弁護人選任の要請を拒否し

たのは、合衆国憲法によって保障された”権利に違反するとしてフロリダ州最高裁判所に人身保護令状による救済を求めたが、州最高裁は、検討したうえで、意見を付すことなく、これを認めなかった。⁽⁹⁾

これに対し、合衆国最高裁は、一九四二年のベッツ判決以降、州裁判所における被告人の連邦憲法上の弁護人依頼権の問題は州および連邦裁判所において依然争われており、「この問題を本件であらためて審査するために」、上告受理の申立てを容れた。合衆国最高裁は、Xのために弁護人を選任したつえ、訴追側と弁護側の双方に、ベッツ判決における合衆国最高裁の判旨が再考されるべきか⁽¹⁰⁾」について趣意書および口頭弁論において意見を述べるよう求め、結論として、全員一致で原判決を破棄した。なお、法廷意見の執筆はブラック裁判官である。

「判旨」 本件事実はベッツ判決のそれと酷似 (strikingly like) する。被告人ベッツはメアリーランド州裁判所で強盗の罪で起訴された。彼はアレイメント手続で、弁護人を選任する資金がないとして裁判所に弁護人の任命を求めたが、殺人または強姦事件を除き、貧困者への弁護人任命は認められていないとして拒否された。そこでXは、無罪の答弁をしたうえで、証人を喚問し、訴追側証人に反対尋問し、自己側証人を尋問し、自らは証言しないことを選択した。彼は裁判官によって有罪と認定され、懲役八年の刑に処せられた。「ギデオンの同様、ベッツは第一四修正に違反して弁護人の援助を受ける権利を否定されたと主張して、人身保護令状による救済を求めた。」ベッツは救済を否定され、当裁判所はこれを維持した。当裁判所は、重罪事件で起訴された貧困な被告人に弁護人の選任を拒否しても、第一四修正のデュー・プロセス条項に必ずしも違反しないと判示し、次のように述べた。すなわち、「デュー・プロセスの」権利が否定されたかどうかは、所与の事案における事実の全体を総合的に評価して検討されるべきである。それを否定すれば、ある状況下においては、普遍的な正義の感覚にショックを与え、基本的公正さの否定となり、他の状況下においては、他の諸要素に照らして、そのような否定にはならないこともありうる」と述べ、そしてデュー・プロセスは「権利章典の特定の規定の中で描かれている概念よりも厳格でなく、

より流動的な概念である」として、ベッツでの特定の事実関係の下ではデュー・プロセスの否定といえるほど「公正さに関する通常の基本的考えに敵対的である (offensive)」⁽¹¹⁾とまでは言えないと判示したのである。

この両事件の事実関係はほとんど区別できないから、ベッツ事件での判示を維持するのであれば (if left standing) ⁽¹²⁾、合衆国憲法は彼に弁護人の援助を保障しているとのギデオンの主張を否定せざるを得ない。「われわれは、十分に再考したうえで、ベッツ判決は変更されるべきであると結論する」。

第六修正は「すべての刑事訴追において、被告人は自己を防御するために弁護人の援助を受ける権利がある」と規定する。われわれは一九三八年のジョンソン判決において、連邦裁判所においては、被告人がその権利を十分に理解して理性的に放棄するのでない限り、自ら弁護人を依頼することができない被告人に対し、裁判所は弁護人を任命しなければならないことを意味するものとして、第六修正を解釈した。被告人ベッツは、この権利は第一四修正によって州裁判所における貧困な被告人に拡大されると主張した。これに対し、当裁判所は、第六修正は、州の行為に対するルールを規定したものでないとして、修正条項によって定められた制約が公正な裁判にとつてきわめて基本的かつ不可欠なルールを表明したものであれば第一四修正のデュー・プロセスによって州をも拘束すると述べた。第六修正の弁護人依頼権の保障が「このような基本的性質のものであるかを判断するために」当裁判所はベッツ判決において権利の章典の採用以前の各植民地および州に存在していた憲法や制定法、および現在に至るまでの各州の憲法上、立法上、裁判所の沿革等の関連資料を検討したうえで、「弁護人の選任は、公正な裁判にとつて不可欠な基本的権利ではない」と結論した。このような理由に基づいてベッツ裁判所は、第六修正の貧困な連邦の被告人に対する弁護人依頼権の保障を拡大することの主張、同裁判所の文言によれば、「第一四修正によって州をも拘束する」との主張の受け入れを拒否したのである。「貧困な刑事被告人に対する弁護人の選任が「公正な裁判にとつて不可欠な基本的な権利」であると同裁判所が結論していたとすれば、第六修正が連邦裁判所において弁

護人の選任を要求しているのと同様に、第一四修正は州裁判所において弁護人の選任を要求していると判示していたであろうことは明らかである。⁷³⁾

われわれは、ベッツ判決時においても、連邦政府の侵害を受けることのない自由の基本的保護装置 (fundamental safeguards) である権利の章典の保障は第一四修正によって州の侵害に対しても同様に保障されることを認める十分な先例を有していた。パウエル、ベッツ両判決以前の多くの事件において、当裁判所は、当初の権利の章典の保障が第一四修正によって州をも拘束するかどうかを判断するために、その保障が基本的性格を有するかどうかを検討した。このような「基本的性格」を有するとして第一四修正によって州をも拘束することを明示に認められた権利として第一修正の言論、出版、信教、集会、結社および請願の権利がある。必ずしも正確には同一の用語によるものではないが、同一の理由で当裁判所は、正当な補償なしに私有財産を公共の用のために徴収することを禁止する第五修正、不合理な搜索、逮捕押収を禁止する第四修正、および残酷かつ異常な刑罰を禁止する第八修正はいずれも州を拘束することを認めた。⁷⁴⁾

「われわれは、先例に基礎付けられたベッツ判決の仮定、すなわち「公正な裁判にとって基本的かつ不可欠」である権利の章典中の規定は第一四修正によって州をも拘束するとの仮定を受け入れる。しかしながら、われわれは第六修正の弁護人の保障はこのような基本的権利でないと結論したことにおいてベッツ判決での当裁判所 (の判断) は誤っていたと考える。当裁判所はベッツ判決の一〇年前のパウエル判決において、ベッツ判決で検討された全ての歴史的資料を十分に検討したうえで、「弁護人の援助を受ける権利はこのような性格を有するものである」とことを明確に宣言している。「パウエル判決は、当裁判所が度度そうするようになり、その判示を当該事件での特定の事実および状況に限定しているが、弁護人依頼権の基本的性格に関するその結論は明白 (unmistakable) である。その結論は一九三八年のジョンソン判決等によって繰り返し確認されている。⁷⁵⁾

このような当裁判所の多くの先例に照らすと、「当裁判所の意見の中には、かかる主張を支持するやにみえる表現」のあることをベッツ判決が認めたのは驚くことではない。「弁護人の選任は基本的権利ではない」と判断して点において、当裁判所はベッツ判決で十分に考慮された最高裁の先例から突然離脱した (made an abrupt break with its own well-considered precedents) こととなる。新しい先例よりも健全と考えられるこれらの先例に逆戻りしても、公正な裁判制度を達成するために確立された憲法上の諸原理を復活するにすぎない。これらの先例だけでなく、理性的に熟考すれば、「わが当事者対立的刑事裁判制度の下においては、法廷に引きずり出されたいかなる人物であれ、貧困のため弁護人を雇うことができないければ、弁護人を彼のために提供しない限り、公正な裁判が保障されたことにはならない。このことは自明の真理 (an obvious truth) であるように思われる。訴追側 (政府) は、州であれ連邦であれ、犯罪を犯したとされる被告人を審理するために、全く適切なことであるが、莫大な費用を使っている。訴追する法律家の存在は秩序ある社会において公の利益を守るために不可欠と考えられている。同様に、犯罪で訴追された被告人で自己を防御するために法律家を雇わないものは本当に少ない (few indeed)」。政府が訴追のために法律家を雇い、資力のある被告人が自己を防御するために法律家を雇うということは、刑事裁判においては法律家は贅沢品ではなく、必需品であるという広汎な信念をなによりも強く示している。犯罪で訴追された人の弁護人依頼権は公正な裁判にとって不可欠な基本的権利であると認められていない国もあるが、わが国においてはそれはまさに不可欠な基本的権利である。⁷⁶⁾

われわれの州および連邦の憲法は、当初から、すべての被告人が法の下で平等な立場に立つ公正な裁判を確保することを意図した手続的および実体的な保護手段をとくに重視してきた。犯罪で訴追された被告人が弁護人の手助けなしに告発者 (訴追者) と直面しなければならないというのであれば、このような気高い理想は実現され得ない。被告人にとっての弁護人の必要性については、パウエル判決におけるサザランド裁判官のあの感動的な言葉におけ

るほど適切に表現されているものはない。すなわち、「この聴聞を受ける権利には弁護人による聴聞を受ける権利が含まれていないとすれば、それは多くの場合、ほとんど無意味なものとなる。知性と教養ある一般市民であっても、法律学の素養は余りなく、時には全くない。犯罪で起訴されても、彼は一般に、その起訴が正当か不当かを独力では判断できない。彼は証拠法に不案内である。弁護人の援助なしに放置されると、彼は十分な嫌疑なしに裁判にかけられ、証拠能力のない証拠、あるいは争点に関連性のない証拠その他の許容できない証拠に基づいて有罪とされるかもしれない。たとえ彼に完全な防御理由があるとしても、防御の準備に必要な技術も知識もない、彼は自己に不利な手続のあらゆる段階で弁護人の導きの手を必要としている。身に覚えがないにもかかわらず、自己の無罪を主張する術を知らないがために、有罪判決を受ける危険に直面することになる」と適切に表現されているのである。⁽⁷⁷⁾

当裁判所はベッツ判決において、パウエル判決が依拠した健全な叡智 (the sound wisdom) から離脱した。フロリダ州 (訴追側) は、他の二州の支持を援用してベッツ判決を変更せずそのまま残すことを求めている。二二州は当裁判所の友として、ベッツ判決は判決が下された当時から時代錯誤的であり、この際変更されるべきであると主張している。われわれは、これに同意し、原判決を破棄差し戻すこととする。⁽⁷⁸⁾

【34】 マサイア判決 (一九六四年)⁽⁷⁹⁾

本判決は、訴追側が身柄不拘束の共犯者の協力を得て麻薬取締法違反で起訴後保釈中の被告人との会話を秘かに傍受し、その供述内容が証拠として被告人が有罪とされた事案につき、一九五九年の【32】スパーノ判決の同調補足意見を採用し、被告人から計画的に採取した供述を被告人に不利な証拠として用いるのは第六修正の弁護人依頼権を侵害することになるとしたものである。起訴後とはいえ、任意性を問題にせず、憲法上の弁護人の援助を受け

る権利の侵害を理由に共犯者に対する自由を警察官に対する自由と変わりがなしとして排除したもので、起訴後の取調べはこれ以降ほぼ全面的に禁止された。

【事実の概要】 ニューヨークの税関当局は一九五八年四月、サンタ・マリア号の船員である被告人マサイア (X) が大量の麻薬を南アメリカから合衆国に運び込むとの情報を得て、まもなくニューヨーク港に到着した同船を捜索したところ、約三・五ポンドのコカインの入った五梱包を発見した。Xを本件コカインに結びつける他の情報もあり、Xは逮捕されアレイメント手続に付された後、麻薬所持の罪で起訴された。同年七月、同一の実体犯罪その他の罪でXはYらとともに改めて起訴 (superseding indictment) された。すでに私選弁護人を選任していたXは、無罪の答弁をして保釈金を納め、Yとともに釈放された。⁽⁸⁰⁾

その二、三日後、Yは、なお捜査が継続中のYらが関与していた麻薬犯罪に関して訴追側に協力することを決意した。Yは、捜査官PがYの自動車の前部座席の下に送信器を設置しXとの会話を傍受することを認めた。XとYは一九五九年一月一九日、ニューヨークのある通りに駐車したYの車の中で長話をした。Pは、Yとの打合わせに従い、Xに全く気付かれることなく、見えないところに停めていた車の中で二人の会話を全て傍受した。Xはこの会話の中でいくつかの負罪的供述をしていた。Xの公判で右の負罪的供述は、Pの証言を通して陪審に提示された。陪審は麻薬関連犯罪でXを有罪と認定し、控訴裁判所もこれを維持した。これに対し、Xは、Pの送受信機の使用は第四修正に違反する、訴追側が弁護人のいないところで被告人Xから意図的に採取した負罪的供述をXに不利な証拠として用いたことは第五修正および第六修正の権利を侵害したことになるとして上告受理を申し立てた。⁽⁸¹⁾

合衆国最高裁は「本件提示の状況下で、訴追側がX自身の負罪的供述を公判で証拠として用いたことは連邦 (合衆国) 憲法の下でXに保障されている何らかの権利を奪ったことになるかどうかを判断するために上告受理の申立

てを容れ⁽⁸²⁾、本件事案の処理上「第四修正の問題には触れない⁽⁸³⁾」としたうえで、六対三で原判決を破棄した。なお、法廷意見はスチュアート裁判官が執筆し、これにウォーレン首席裁判官、ゴールドバーグ、ブラック、ダグラス、ブレナン各裁判官が同調している。

【判旨】 当裁判所は一九五九年のスパークノ判決において、被告人の有罪判決は第一四修正の下で維持できないと判示した。法廷意見は自白が採取された状況の全体に依拠したが、これに同調した四裁判官の補足意見は、被告人が起訴後に、それ故、被告人に弁護人の援助を受ける権利のあることが明白な時期に、当該自白が警察官によって意図的に採取された (deliberately elicited) という特別の理由だけで有罪判決の破棄を憲法は要求していることを指摘していた⁽⁸⁴⁾。

当裁判所のスパークノ判決以降、ニューヨーク州裁判所は明確にこの憲法上の法則に従っている。起訴後、弁護人の立会いなしに被告人を秘かに取り調べることは、刑事事件の処理方法 (the conduct of criminal causes) の根底にある公正および犯罪で告発された人の基本的権利を侵害することになるといっているのである。このような見解は当裁判所が「手続の最も重要な時期、すなわち (弁護人との) 相談、徹底的な調査および準備がきわめて重要であるアレインメントから公判開始時までを通じて、被告人は公判自体におけると同様に……そのような (弁護人の) 援助を受ける権利を有する」と指摘したパウエル判決で確立した憲法上の原理を反映している。そしてスパークノ判決以降、これと同一の憲法上の基本的原理は当裁判所のギデオノ判決等によって広く確認されてきた⁽⁸⁵⁾。

「本件でわれわれは、州裁判所の有罪判決ではなく、第六修正の明示の保障が直接適用される連邦事件を取り扱っている。われわれは、連邦捜査官が起訴後の被告人Xから弁護人のいないところで意図的に採取した (deliberately elicited) X自身の自白の言葉が公判でXに不利に用いられたときXはかかる保障の基本的保護を否定されたことになる」と判示する。なるほどスパークノ事件では被告人は警察署で取り調べられたのに対し、本件では不利益供

述は保釈中で身柄を釈放されていた被告人からその知らないうちに採取された。しかし控訴裁判所の反対意見が指摘したように、「もしかような法則が何らかの実効性を有すべきものであるとするならば、それは、拘留所 (the jailhouse) で行われた取調べと同様に、間接的に秘かに行われた取調べにも適用されなければならない。本件では、被告人マサイアは自分が連邦捜査官によって尋問されていることすら知らなかったのであるから、彼はさらに本心に騙されていた (was more seriously imposed upon) のである⁽⁸⁶⁾。」

【35】 ウェイド判決 (一九六七年)⁽⁸⁷⁾
 本判決は、争点類似事件である後出のストーヴァル、ギルバート両判決とともに併合審理されたものであるが、銀行強盗で起訴された被告人の面通しを弁護人に連絡することなく実施したところ、目撃証人の銀行員が被告人を犯人と識別し、後の公判廷でも犯人と名指した事案につき、起訴後の面通しは「決定的段階」といえるから被告人には第六修正の弁護人の援助を受ける権利があるとしたうえで、弁護人の立会いなしになされた本件面通しでの犯人識別供述は第六修正に違反しおよそ許容できず、その後の公判での犯人識別証言は毒樹の果実として独立入手源の例外等に該当しない限り許容できないとしたものである。犯人識別供述と第六修正の弁護人依頼権との関係につき包括的な判断を示したいわば原点ともいえる最高裁判例であり、やや詳細に紹介しておく。

【事実の概要】 ある銀行が一九六四年九月二二日、強盗に襲われた。顔にテープ片を張り付けた一人の男が銀行に押し入り、出納係Aと支店長代理Bの二人にピストルを突き付け、持参した枕カバーに現金を詰めさせ、銀行の外で盗難車に乗り待機していた共犯者とともに逃走した。被告人ウェイド (X) は翌年三月二三日、共犯者Yとともに銀行強盗の罪で起訴された。Xは四月二日に逮捕され、同二六日弁護人が選任された。FBI捜査官はその五日後、弁護人に連絡することなく、裁判所の法廷でXと五、六名の他事件の被告人とを一組にした面通しを実施

し、銀行員A、Bに観察させた。面通しに参加した者は全員、強盗と同様にテープ片を顔に張り付けていたが、捜査官の指示に従い、「金を袋に詰めろ」と言った。A、BはいずれもXを犯人と識別した。⁽⁸⁸⁾

A、Bは後に公判で、訴追側の直接尋問で銀行強盗犯人が法廷内にあるかどうか尋ねられ、Xを指し示したが、弁護人の反対尋問で以前に面通しによる犯人識別供述が行われていたことが明らかとなった。そこで弁護人は、弁護人への連絡も弁護人の立会いもなしに実施された本件面通しは第五修正の自己帰罪拒否特権および第六修正の弁護人の援助を受ける権利を侵害したことになるとして、法廷での犯人識別証言の証拠排除を申し立てたが、これは退けられて、Xは結局有罪とされた。ところが、第五巡回区連邦控訴裁判所は、本件面通しは第五修正には違反しないが、すでに選任されていた弁護人の立会いになされた点で第六修正に違反することを理由に、法廷での犯人識別証言は排除されるとして有罪判決を破棄し、新公判を命じた。これに対し、合衆国最高裁は「上告受理の申立てを容れ、類似の問題を提起しているギルバート、ストーヴァル両事件」を併合審理し、「本件での問題は、被告人の公判廷での犯人識別供述を証拠排除すべきかどうかである」と指摘したうえで、六対三で原判決を維持した。なお、法廷意見の執筆はブレナン裁判官である。

【判旨】 1 「本件記録が示す面通しそれ自体もXが面通しするように求められたいかなるものもXの自己帰罪拒否の特権を侵害していない。われわれは「最近、一九六六年のシュマーバ判決 (Schmerber v. California, 384 U.S. 757) において、特権によって、被告人に不利益証言を強要しあるいは証言的ないし意思伝達的性質の証拠 (evidence of a testimonial or communicative nature) の提出を強要する」ことはできない、」ことを再確認した。われわれはその際、アルコール含有量の分析のために血液サンプルの採取に应诉するよう被疑者を強制してその分析報告書を証拠として許容することは右の強要に当たらないと判示した。この判示は、ある衣服が被告人のものであるかどうかに関して問題が生じた一九一〇年のホルルト判決 (Holt v. United States, 218 U.S. 245) における法

廷意見によって支持されていた。証人は公判で被告人がその衣服を着ていたと証言し、その衣服は被告人の体に合っていた。被告人は、被告人に衣服を着ることを強制したのは特権の侵害であると主張した。当裁判所は、第五修正の法外な拡大であるとして右主張を退けたが、本件におけるように、被疑者を強制的に当該犯罪の被害者ないし目撃者の面前でその観察に供する場合に含まれる憲法上の問題については触れていない。⁽⁸⁹⁾

単に被疑者にその身体を訴追側証人の観察に供するよう強制することは証言的意味を有する証拠を提出するよう被疑者に強要することではない。それは被疑者に自己の身体的特徴の提示を強制することであって、被疑者が有しているかもしれない何らかの知識の開示を強要するものではない。それは血液サンプルの提出を強制したり衣服を着るよう強制したりすることと異ならず、特権の保護の範囲内のことではない。それと同様に、ウエイド (X) に証人に聞こえるところで話すように強制することは、たとえ強盗が言ったというその言語を発することであっても、「証言的」性質の供述をするよう強要することではない。彼は身体的特徴を識別するものとしてその音声を発することを要求されたのであって、自己の有罪を認めることを要求されてはいないからである。われわれはシュマーバ判決で、連邦および州の裁判所は一般に、指紋採取、写真撮影、身体測定、識別のために書いたり話したりすること、法廷への出頭、特定の挙動をすること等を強制することは特権の保護の範囲外であることを確認した。このような動作が公判前の面通しで被疑者に要求されたからといってそれが特権の範囲内の証言的なものになるわけではない。⁽⁹⁰⁾

2 本件では刑事被告人としてのウエイド (X) の最も基本的な権利、すなわち自己に不利益な証人を有意味に反対尋問できる公正な裁判を受ける権利を保障するためには、面通しでの弁護人の援助が不可欠であると主張されている。⁽⁹¹⁾

権利の章典採用時には、今日みられるような組織的な警察力はなかった。被告人は検察官および自己に不利な証

人と対決し、そして証拠はほとんどその公判自体において組み立てられた (marshalled)。これに対し、今日の法執行機構は公判前手続での被告人と訴追側との決定的な対決 (critical confrontations of the accused by the prosecution) をもたらし、そこでの結果が被告人の運命を決定し、公判自体は単なる形式と化したと言つてよい。このような現代の刑事手続の現実を認識して、わが判例は手続の「決定的」段階に第六修正の保障を適用すべくこれを解釈してきたのである。⁽⁹⁴⁾

われわれは早くも一九三二年のパウエル判決で、アレインメントから公判に至るまでの時期は「おそらく手続の最も決定的な時期であり」、もし憲法の保障が空虚な権利でないといふのであれば、被疑者が「弁護人の導きの手を必要とする時期である」ことを認めた。この原理は一九六四年のマサイア判決で適用され、弁護人への連絡なしに被告人と情報提供者となった共犯者との会合の準備をした連邦捜査官によって被告人の負罪的供述が傍受されたときは、その供述は証拠から排除されるべきであると判示された。これらの諸判例は「すでに古くパウエル判決で確立した憲法原理の反映にすぎない」。被告人は法廷の内外を問わず、刑事訴追のいかなる段階においても、弁護人の不在によって公正な裁判を受ける権利が侵害されうる (might derogate) 場合には、一人で訴追側に抵抗する必要のないことを保障されている、これがこの原理の中心である。かような決定的な対決の場合における弁護人の立会いによって、公判それ自体におけると同じく、被告人の権利はわが当事者対立的刑事訴追 (our adversary theory of criminal prosecution) と矛盾なく保障されることとなる。⁽⁹⁵⁾

3 訴追側は本件面通しを検察官の証拠収集の単なる準備段階にすぎないとし、被疑者の指紋、血液サンプル、衣服、毛髪等の組織のない科学的分析のようなその他の準備段階と異ならないと主張する。しかし、このような段階を被告人に弁護人の立会いを求める権利を保障する決定的段階と特徴づけることはできない。科学技術の知見は十分に利用可能であり、技術上の差異はほとんどないから、被告人は公判で訴追側の専門家証人に対する通常の

反対尋問および自己側専門家証人の証拠の提示を通じて、訴追側の主張に対し意味ある対面をする機会があるから、かような分析時に弁護人を立会わせる権利を否定しても第六修正に違反しない。すなわち、このような段階での弁護人の不在によって被告人の公正な裁判を受ける権利が侵害される危険はほとんどないから、それは決定的段階とは言えないのである。⁽⁹⁶⁾

4 ところが、犯人識別供述 (identification evidence) を引き出すために訴追側が強制する被告人の面通しには、公正な裁判を実質的ないし決定的に侵害する無数の危険と可变的要因が充満している。目撃証人による犯人識別の気紛れ (vagaries) は周知である。刑事法の記録には多くの誤った犯人識別の事例がある。フランクフーター裁判官はかつて「たとえ矛盾していないときであっても、犯人識別証言にいかほどの価値があるのか (What is the worth of identification testimony even when uncontradicted?)」⁽⁹⁷⁾ 第三者 (strangers) の識別は周知の如くに信用できない。かような証言の危険性は英米の裁判記録において多くの事例によって証明されている。これらの事例は最近のものであって、昔の残酷な刑事手続に由来するものではない、と述べた。犯人識別の誤りに由来する誤判率が高いその主たる要因は、訴追側が犯人識別のため公判前に被疑者を証人に対面させるその方法に内在する暗示の度が高いである (A major factor contributing to the high incidence of miscarriage of justice from mistaken identification has been the degree of suggestion inherent in the manner in which the prosecution presents the suspect to the witness for pretrial identification.)。暗示は多くの微妙な方法で意識的または無意識的になされる。そして被疑者に対するこの危険は「とりわけ証人の観察の機会が「くわすか (insubstantial)」で、それ故暗示を受けやすいときに最大となる。さらに、「証人は「たんだん面通しで被疑者を選び出してしまつた」後に前言を取り消すことはほとんどない、このことは一般的な経験事項である。そのため、同一性の争点 (the issue of identity) は事実上、公判前にその場で決定せねばならないのである。」⁽⁹⁸⁾

犯人識別のための公判前の対面は、本件におけるように、「犯人識別行列」、「identification parade」 or 「showup」としても周知の面通し（lineup）の方法によることもあれば、後出のストーリーヴァル判決におけるように被疑者一人を証人に対面させることもある。暗示の危険はいずれの対面方法にもあり、目撃証人の犯人識別に内在する危険性を高めていることは明らかである。しかし外部から隔離された取調べがそうであるように、面通しやその他の方法による識別のための対面（identification confrontation）の際に生じたことを描写するのは至難である。弁護人は公判で裁判官または陪審者に対し面通しによる犯人識別の方法を再現することはほとんどできない。被告人と一緒に面通しに参加する者は警察官であることが多い。いずれにせよ、参加者の名前が記録されまたは公判で明らかにされることはめつたにない。面通しは強姦や強盗の訴追において広く実施されているが、これには被害者の当然の怒りが復讐ないし恨みの動機を掻き立てるといふ特有の危険がある。いずれにせよ、証人も面通しの参加者も被疑者に偏頗な状況に警戒的であるとは言えない。そして仮に警戒的であっても、そのことは被告人にはほとんど役立たないであろう。証人も面通しの参加者も暗示の影響力を見破る訓練を受けているとは思えないからである。さらに、面通しの公正さに関する被告人の公判での抗議はまず失敗に終わろう。陪審の選択肢は、被告人の裏付けを伴わない主張をとるか、面通しに参加した警察官の主張をとるかのどちらかであるからである。要するに、面通し時に生じた不正を公判で効果的に再現できないため、被告人は法廷での証人による犯人識別証言の信用性を有意味に攻撃する唯一の機会を奪われることになる。⁹⁸⁾

不当な影響の可能性は、われわれが本日判断を下す三事件における犯人識別手続を取り巻く状況がこれを示している。本件では反対尋問で引き出された目撃証人の証言によって、これらの証人は裁判所に連れてこられ、そして法廷に座り面通しの集合を待っていたことが明らかにされた。法廷は廊下に面しており、その廊下は開かれたドア越しに証人に見えていた。出納係Aは、被告人ウエイドがFBI捜査官に監視されて、廊下に立っているのを見

えたと証言した。支店長代理Bは、銀行に入ってきた男と識別した人物に似た男が捜査官に拘束されて廊下にいるのが見えたと言った。ギルバート判決での面通しは講堂で実施され、被告人ギルバートが告発されているいくつかの州および連邦の強盗事件のおよそ一〇〇名の証人がお互いの面前で（wholesale）ギルバートを強盗犯人であると識別した、これは暗示の危険を孕むといわれているやり方である。そしてストーリーヴァル判決における犯人識別が与えた暗示の欠陥は、警察官と手錠でつながれている容疑者一人を証人に対面させたことであつた。対面させられた人物が警察官によって有罪であると信じられているということほど明確に証人に暗示を与える状況を他に想像することは困難である。⁹⁹⁾

以上に概観した若干の判例は、それ故、刑事被告人にとってきわめて不公正な危険を孕む手続が存在することを明らかにし、秘密下の対面での暗示的影響をあばき出せないでいる多くの被告人の窮状を強く示している。「われわれは、これらの危険は意図的に被疑者への偏頗を狙った警察手続の結果であると考えているのではない。そうではなく、われわれは、これらの危険は目撃証人の犯人識別に内在する危険および公判前の犯人識別の文脈に内在する暗示性由来すると考えるのである。」被告人の有罪判決が公判で効果的な吟味にさらすことのできない公判前の疑わしい犯人識別の果実に依拠しうる限りにおいて、被告人は自己に不利な証人と対決する権利の不可欠な保障方法である反対尋問の権利を奪われたことになる。そして反対尋問は公正な裁判に対する貴重な保障であるとはいえず、それは正確性および信用性に関する絶対的な保障であると考えすることはできない。かくして「本件文脈における最初の弁護方針は、まず面通し自体における不正を阻止し、目撃証人の犯人識別の危険を減少することだければならない。被告人の運命を決定する裁判が法廷におけるそれだけでなく、公判前の犯人識別時のそれであつてよいはずはない。」¹⁰⁰⁾

「公判で再現できない公判前の面通しには意図的であると否とを問わず、重大な偏頗の可能性がある。そして弁

護人の立会いそれ自体しばしば偏頗を除去し、公判での意味ある対面を保障しうる。したがって、ウェイドにとって本件起訴後の面通しは、公判自体におけると同様に弁護人の援助を受ける権利のある、訴追の決定的段階であることにほとんど疑問の余地がない。弁護人の立会いを要件とすると、迅速な犯人識別を妨げ対面が妨害されるとの懸念が表明されている。第一の点に関しては、本日判示される二事件では弁護人がすでに選任されており、いずれの事件においても弁護人への連絡は対面を不当に遅らせるとの主張がなされていないことを指摘しておく。そして弁護人の妨害を懸念して弁護人依頼権を認めないというのは、当裁判所が第六修正に関する判例で認めてきたその基本的前提に反する。われわれは、身柄拘束中の取調べ時の弁護人の立会いに関するミランダ判決でこれと類似の論理を退けた。弁護人は法執行を適法に (legitimate) 妨害することはほとんどできない、それどころか訴追側の犯人識別供述への汚れの混入を防止することによって法執行は逆に促進されうる。かような結論は罪を犯した者が有罪判決を回避するのに役立つのではなく、当の本人 (the right man) が正しく法に照らして処断されることを保障するのに役立つにすぎないのである。⁵¹⁾

5 われわれは、新公判を命じた原審措置を正当化するためには、まずその前に、法廷での犯人識別が面通しでの犯人識別以外の被告人の観察に基づくものであることを明確かつ説得的な証拠 (clear and convincing evidence) によって立証する機会を訴追側に与える必要があると考える。本件のように、面通しでの犯人識別供述それ自体の許容性が問題ではない (not involved) 場合には、法廷での犯人識別を画一的に排除する法則は正当化されえない。法廷での犯人識別の許容性を問題とすることなく、単に面通し自体における犯人識別に関する証言だけを排除する限定的な法則では、弁護人依頼権は空虚なものとなる。⁵²⁾ 面通しは、本件におけるように、被告人を犯人とする証人の識別を将来の参考に結晶化しておくため (to crystallize the witnesses' identification of the defendant for future reference) きわめて頻繁に用いられている。面通しでの犯人識別がこのような効果をもつことはすでに指摘した。そこで訴追側は、証人の明確な法廷での犯人識別に依拠し、公判前の犯人識別に言及しないことがある。とすると弁護人は、被告人ウェイドの弁護人が陥ったような窮地——面通し時に不公正があれば、それは明確な法廷での犯人識別を攻撃できる唯一の方法であることを認識しつつ、手探りでその不公正を発見して暴露しなればならない、しかし他方、訴追側証人の以前の犯人識別を明らかにして暴露すれば、同証人の法廷での犯人識別を補強することになるという窮地——に陥る。面通し時に立ち会うことによって弁護人は、面通しによる犯人識別を攻撃するだけでなく、同様に法廷での犯人識別をも攻撃することが可能となる、したがって、弁護人依頼権侵害の効果を面通し自体における犯人識別供述の排除だけに限定するのは、弁護人依頼権の決定的要素を無視することになる。⁵³⁾

「われわれは、このような状況下において適用されるべき適切な基準は、最初の違法行為が明らかにされたとしても、現在の異議申立の対象たる証拠がかかる違法行為を利用して得られたものであるか、それとも最初の汚れを除去したものと認めるに足る方法により得られたものであるかどうかである」という一九六三年のワン・サン判決 (Wong Sun v. United States, 371 U.S. 471) で引用されたそれであると考ええる。この基準を本件文脈に適用するには、種々の要因の検討が必要となる。例えば、以前に当該犯罪行為を観察する機会があったか、面通し前に述べた人相の特徴と被告人の実際の人相との間に何らかの相違があるか、面通し前に他の人物を識別したことがあるか、被告人の面通し前に写真で被告人を識別しているか、以前の機会に被告人を識別できなかったことがあるか、当該犯罪行為と面通しによる犯人識別との間の時間的間隔いかなどである。⁵⁴⁾

控訴裁判所がこの適切な基準を適用して二証人 A、B の法廷での犯人識別を排除したかは疑わしい。法廷での犯人識別が独立の源を有するかどうかは本件記録では判断できない。これは公判での争点ではなかった。それ故、われわれは、法廷での犯人識別は独立の源に基づくものであるか、あるいは、いずれにせよ当該証拠の提出は無害の手

続的瑕疵 (harmless error) であるかを決定するための審理を行うことを条件に、有罪判決を取り消すことが相当な手続であると考ええる。⁽¹⁶⁾

【36】 ギルバート判決（一九六七年）⁽¹⁷⁾

本判決は、ウエイド判決の事実と同様に、起訴後公判前に弁護人に連絡することなく複数の銀行強盗に関し百名以上もの目撃証人の前で面通しを実施したところ、証人らは互いに識別できた人物の番号を呼び合いつつ、被告人を犯人と識別し後の公判でも犯人と指し示した事案につき、ウエイドの法理を適用し、弁護人の立会いなしに実施された面通しでの犯人識別は直ちに排除され、それに引き続き法廷での犯人識別も独立入手源の例外等に該当しない限り毒樹の果実として排除されるとしたものである。ここに少なくとも起訴後公判前の面通しは「決定的な段階」であるから被告人には合衆国憲法第六修正の弁護人の援助を受ける権利が保障されること、このような憲法上の権利を侵害して弁護人の立会なしに実施された面通しによる犯人識別供述は違法行為の直接の産物であるから一切許容されず、これに引き続くその後の公判廷での犯人識別も毒樹の果実として原則として排除されるというウエイド・ギルバート法則 (Wade-Gilbert rule) が確立したことになる。

「事実の概要」 二人組の男が一九六四年一月三日午前一時ころ、カリフォルニア州のアルハンブラ銀行を襲った。警察官一名が射殺され、犯人の一人も負傷したが、二人とも車で逃走した。まもなく現場近くで逃走用の車が発見され、負傷した犯人 (Y) はその近くの第二の車の中にいた。他の一人は第三の車で逃走したという目撃証言があった。Y は病院に運ばれ同日午後九時に死亡した。Y は死亡する前に、共犯者は「ギルバート」という名前前で刑務所からの脱走者であること、X と Y は前夜あるアパートの二八号室にいたことなどを明らかにしていた。FBI 捜査官は、Y の右供述から被告人ギルバート (X) の身元および右アパートの所在を突き止め、令状なしにアパー

トを搜索したところ「アルハンブラ」に目印をつけ、その銀行付近をスケッチしたノートや写真送付用の封筒などを発見したため、その中にあつた写真だけを銀行員に犯人であるかどうか識別させるため持ち去った。他の物品は数時間後に令状を得て押収した。一方、他の FBI 捜査官 P は同年二月二六日夜、X が近くにいるとの情報を得てペンシルバニア州のフィラデルフィアに派遣され、指定の場所で X に酷似した人物を発見し、逮捕した。X はアルハンブラ強盗事件に関しては供述を拒否したが、手書きのメモを見せて金銭を強要した他の強盗事件については供述するとともに、筆跡見本を提出した。⁽¹⁸⁾

X が起訴され弁護人選任後の同年三月二六日、弁護人に連絡することなくロスアンジェルス講堂において面通しを実施された。面通しはライトで照らし出された舞台上で実施され、面通し参加者 (およそ一〇名から一三名の囚人) からは観客——他事件の目撃証人を含め一〇〇名以上がいた——が見えないようになっていた。州および連邦の捜査官も参加し、そのうちの一人が「進行係」を勤めた。面通しでは各人は番号で区別され、一定のポーズをとったり、犯人の「手を上げる」「金を詰める」「動くな」などの言葉を発することが命じられた。「証人は面通した後、お互いに話し合った。面通しの間も話し合ったかどうかは明らかでないが、お互いに他人の面前で識別できた人物の番号を呼びわりあった。」⁽¹⁹⁾

アルハンブラ銀行強盗事件の目撃証人三名はいずれも、X の公判で X を犯人と識別し、ロスアンジェルス講堂で実施された面通しでも X を犯人と識別した旨証言した。X が居住していたアパートの管理人も、法廷で X を犯人と識別し、以前の面通しでも X を犯人と識別した旨証言した。量刑段階で X を犯人と識別した八名の証人は、X が犯したとされる他の強盗事件 (つまり余罪) の目撃証人であったが、以前の面通しで X を犯人と識別した旨証言した。弁護人は、第六修正に違反して弁護人の立会いなしに実施された以前の面通しで各目撃証人はいずれも X を犯人と識別していることを理由に法廷での犯人識別証言の排除を求めたが、公判裁判官はこれを退け、量刑段階での異議

も成功しなかった。Xは結局、アルハンブラ銀行強盗および警察官殺害の罪で有罪とされ、死刑判決の言い渡しを受けた。^⑧

Xは逮捕後の筆跡見本の提出要求は第五修正および第六修正に違反する、令状なしにアパートから押収した写真を許容したのは第四修正に違反する等を主張したが、いずれも認められず、州段階（他の四件の強盗事件は連邦事件のため連邦裁判所で審理された）では有罪判決が確定した。これに対し、合衆国最高裁は、上告受理の申立てを容れ、被告人側の主張する他の憲法違反の主張はいずれも救済の理由に当たらないとしたうえで、「本件争点は、前出ウエイド判決で本日明らかになされた原理を本件で適用すると、どのような救済が必要となるかである」とし、とくに法廷での犯人識別と面通しでの犯人識別との関係につき改めて、訴追側が違法な面通しによる汚れないことを立証しない限り、法廷での犯人識別証言も毒樹の果実として排除される旨判示し、原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はブレナン裁判官である。

「判旨」 「公判裁判官は、第六修正の主張の当否 (merits) について判断することなく、たとえ第六修正に違反するとしても、いずれにせよ被告人ギルバート (X) には法廷での犯人識別 (証言) を証拠排除する権利がないことを理由に、Xの申立てを退けた。被告人側はその後、法廷で直接尋問の際に、Xを犯人と識別した他の二人の目撃証人から面通しでもXを犯人と識別した事実を引き出した。被告人側は量刑手続段階で、面通しでXを犯人と識別した八人の目撃証人の証言に異議を申し立てたが容れられなかった。^⑨」

「法廷での犯人識別 (証言) は違法な面通しによって汚れておらず、独立の源に由来することをまず最初に判断することなしに、それらを許容したことには憲法上の誤りがあった。われわれはウエイド判決で、被告人を識別証人の観察に供してする起訴後公判前の面通しは刑事訴追の決定的段階であり、弁護人への連絡なしに弁護人不在のまま警察が実施するような面通しは第六修正の弁護人依頼権を被告人に否定するものであるから、面通しに参加した証人による法廷での犯人識別 (証言) の許容性が公判で問題となると判示した。しかしながら、ウエイド判決における同じく、本件記録では、有罪認定と量刑手続の二段階での法廷における犯人識別 (証言) が独立の源に由来するかどうかを十分に判断する (informed judgment) ことができない。それ故、カリフォルニア最高裁が相当としたように、法廷での犯人識別 (証言) には独立の源があること、またはそれを証拠として提出したことが無害の手続的瑕疵 (harmless error) であることを立証する機会を訴追側に与えることを条件に、Xには有罪判決の取消を求める権利だけがあることになる。^⑩」

「面通しでXを犯人として識別した旨の証人の証言の許容性に関しては、全く別途の考慮が必要となる。このような証言は違法な面通しの結果で、最初の違法行為を利用して得られたものである。それ故、このような証言には独立の源があることを立証する機会が訴追側に与えられる権利はない。決定的な面通し時における被告人の憲法上の弁護人立会権を法執行当局に尊重させるためには、このような証言に関する画一的排除法則 (a per se exclusionary rule) だけが効果的な制裁たりうる。現在実施されている面通しに内在する公正な裁判への危険を回避するために十分な立法規制がない場合には、憲法上疑義ある慣行を抑止するという期待 (desirability) が関連証拠の排除という不都合 (undesirability) に優越する。以前の面通しで被告人を犯人と識別した旨証人が証言することによって同人の法廷での被告人を犯人とする識別の陪審への影響が大きくなり、被告人の公正な裁判を受ける権利が一層侵害されることを考慮すると、かかる結論は支持できる。それ故、州最高裁が「合理的な疑いを容れない程度に harmless である」との考えを表明できる」場合を除き、Xには差戻し審で新公判を求める権利があることになる。^⑪」

【37】 ストローヴァル判決（一九六七年）

本判決は、捜査官が殺人事件の翌日逮捕した被疑者Xに弁護人選任の余裕を与えず手錠をかけたまま病院に運じたところ、当時重体で入院中の被害者が犯人と識別し、後の公判でもXを犯人と指示した事案につき、ウエイド・ギルバート法則に遡及効はないが、単独面接は不当であるからデュー・プロセスの観点から問題となりうるというつ、デュー・プロセス違反は当該事実の全体の状況から総合的に判断すべきであるとしたうえで、本件では緊急性があり、目撃証人はXの無実を晴らしうる唯一の人物でもあることなどを理由に、デュー・プロセスに反しないとしたものである。第六修正の弁護人依頼権の問題に直結するものではないが、デュー・プロセスの解釈にかかわることもさることながら、いずれもブレナン裁判官が法廷意見を執筆したウエイド、ギルバート、ストローヴァル三部作 (trilogy) の一こととして著名であり、簡単に紹介しておく。

「事実の概要」 医師Bは一九六一年八月二三日の深夜、自宅台所で刺殺された。同じく医師のB夫人は、Bに続いて台所に入り犯人に飛びかかったが、殴り倒され一ヶ所刺された。警察は、台所の床に放置されたシャツおよびその中にあった鍵から被告人ストローヴァル(X)を割り出し、翌二四日午後、Xを逮捕した。直ちにアレインメントが開かれたが、Xが弁護人を選任するまで延期された。B夫人は病院で手術を受けた。その後病院に連行されたXは警察官の一人と手錠でつながれており、病院では唯一の黒人であった。捜査官が医師の許可を得てこの男が「犯人ですか」と尋ね、そしてXが捜査官の命令で声の識別のため何度か若干の言葉を繰り返した後で、B夫人はベッド上で、Xを犯人と識別した。B夫人と捜査官はXの公判で、B夫人が病院でXを犯人と識別した旨証言し、そしてB夫人は法廷でもXを犯人と識別した。

Xは有罪と認定され、死刑判決の言い渡しを受け、州段階ではこれが確定した。これに対し、Xは人身保護令状の発付を求め、B夫人の犯人識別証言を許容したことは第五修正、第六修正および第一四修正に違反すると主張し、

た。連邦地方裁判所は令状発付を認めず、第二巡回区連邦控訴裁判所は一たんこれを破棄したが、裁判官全員閣との審理 (en banc) では逆にこれを維持した。これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れ、争点類似事件であるウエイド、ギルバート両事件とともに併合審理したうえで、ウエイド、ギルバート両判決は、本日以降に弁護人の立会いなしに実施された犯人識別のための対面にかかわる将来の事件のみに影響する。したがって、ウエイド・ギルバート法則は本件に適用されない。「また本件の事実からして、Xは第一四修正に違反してデュー・プロセスの保障を奪われていない」として、八対一で原判決を維持した。なお、法廷意見の執筆はブレナン裁判官である。

「判旨」 われわれはウエイド判決において、犯人識別のための対面に内在する危険および不公正の概要を述べた。この時点での不公正の可能性は大きい。それは対面を実施する通常の方法が偏頗であり、そして被告人が十中八九その際に起ったことを再現できず、したがって公判で犯人識別の争点に関して十分な審理を受けることができないからである。弁護人の立会いは対面時の公正さおよび公判での犯人識別の争点に関する十分な審理を意味に促進する。それ故、われわれは、対面は決定的段階であり、弁護人はあらゆる対面に必要とされると結論したのである。しかしながら、公判や上訴で弁護人不在の事件とは異なり、犯人識別のための対面は弁護人がいなくともかなり誠実にかつ被告人への偏頗なしに実施しうるし、そしてしばしば実施されてきたことは認めなければならない。それ故、ウエイド、ギルバートの両判決で明らかにされた排除法則はわが司法制度の廉潔性を確保する必要性によって正当化されるが、この排除法則は不公正が存在しない事案に影響を及ぼさないことは明らかである。「連邦政府および五〇州の法執行官は従前、犯人識別のための公判前の対面時における弁護人の立会いを憲法は命じていないことを前提に手続を進めてきた。アメリカの裁判所の圧倒的多数は常に、この証拠の問題を許容性の問題ではなく信用性の問題であるとして取り扱ってきた。法執行当局は当然ながら、事実上は完全に一致している判例——今日

ではもはや有効ではないが——に従い、弁護人の立会なしに公判前の犯人識別を実施してきたのである。それ故、ウエイド、ギルバート判決を遡及適用すると、わが刑事法の運営に重大な混乱をもたらすことは明らかである。それ故、われわれは、ウエイド、ギルバート法則に遡及効を認めるべきでない」と結論する。¹¹⁸⁾

「次に、Xにはウエイド、ギルバート判決の適用を求める権利はないが、本件において実施された対面は不必要に暗示的で回復不能の識別の誤りを誘発するおそれがあるためデュー・プロセスを否定された (so unnecessarily suggestive and conducive to irreparable mistaken that he was denied due process of law) 』との主張に基づき、Xには救済を求める権利があるかどうかの問題を検討する。犯人識別のために被疑者だけを人の観察に供する慣行は広く非難されてきた。しかしながら、対面のやり方がデュー・プロセスに違反するとの主張の可否はそれを取り巻く全体の状況いかんによる、本件記録の示すところによると、病院の対面で直接ストーヴアル(X)をB夫人の観察に供したことは止むを得なかった。控訴裁判所は全裁判官閣下の判決で、本件ではXの無実を晴らさうるのはこの世の中で唯一人しかいなかった。彼は犯人ではない、との彼女の言葉が、そして彼女の言葉だけがXを自由にすることができた。病院は裁判所や拘留所から遠く離れていなかった。B夫人の余命がいくばくか誰にも分からなかった。犯人識別の責任、緊急行動の必要性に直面し、そしてB夫人が拘留所を訪問できないと知ったうえで、警察は唯一可能な手続に従い、ストーヴアルを病室に連行したのである。このような状況の下では通常の警察署での面通しは問題外であった」と述べている。控訴裁判所の判決を維持する。¹¹⁹⁾

【38】 カービー判決(一九七二年)¹²⁰⁾

本判決は、強盗事件の被疑者を逮捕し被害者に連絡したところ、被害者は警察署の取調室にいる被疑者を見るなり直ちに二日前の強盗犯人に間違いないと述べ、後の公判でも犯人である旨識別した事案につき、逮捕後であるが

当事者対立的刑事手続開始前の面通しには、ウエイド、ギルバート判決のような起訴後の面通しの場合とは異なり、被告人には絶対的な憲法上の権利としての辩护人依頼権はないとしたものである。面通し手続時に適用される第六修正の辩护人依頼権を起訴前後で峻別し、ウエイド・ギルバート法則の適用範囲を明確にしたものとして重要である。

「事実の概要」 被害者Aは一九六八年二月二日、シカゴの路上で前日二人組の男に旅行者用小切手の入った財布を強奪された旨警察署に届け出た。一方、警察官Pらは二月二日、シカゴのとある通りで被告人カービー(X)ほか一名に職務質問し身分証明書の提示を求めたところ、XらはA名義の旅行者用小切手等を示した。PらはXらを他事件の容疑で適法に逮捕し、警察署に連行したところ、その前日の二月二日にAから被害届の出ていることを知った。そこでパトカーがAの会社に急行し、Aを警察署に連れてきた。Xらがいる警察署の取調室に入るや否やAは、二日前の強盗犯人はXらに間違いないと述べた。取調室には辩护人はおらず、Xらも辩护人の援助を求めたこともなく、辩护人立会権も告知されていなかった。¹²¹⁾

Xらは六週間後に本件強盗の罪で起訴された。アレイメント時に辩护人が選任され、二人は無罪の答弁をした。AはXの公判で訴追側証人として二月二日に警察署でXらを犯人と識別したと証言し、二月二〇日の強盗犯人はXらである旨証言した。Aは公判前の犯人識別時の状況について詳細な反対尋問を受けた。陪審はXらに有罪と認定し、イリノイ州控訴裁判所は「ウエイド・ギルバートの画一的排除法則 (the Wade-Gilbert per se exclusionary rule) は起訴前の面通しには適用されない」との州最高裁判例に依拠して、Aの証言を許容したことに誤りはないと判示した。これに対し、合衆国最高裁は、「ウエイド・ギルバート法則の起訴前の面通しへの適用可能性の問題は裁判所で激しく争われていた」ことから、「この問題に限定して上告受理の申立てを容れ」、第六修正の辩护人依頼権は当事者対立的訴訟手続開始時ないしそれ以降にのみ及び、ことは従来の一連の判例で十分に確立されていると

したうえで、かかる画一的排除法則は訴追開始前に実施された犯人識別に関する証言に適用するのは妥当でないとして、五対四で原判決を維持した。なお、法廷意見の執筆はスチュアート裁判官である。

「判旨」 当裁判所はウエイド、ギルバート両判決において、被告人が識別証人の観察に供される起訴後公判前の面通しは訴追の決定的段階であるから、弁護人への連絡も弁護人の立会いもなしに実施されたかのような警察の面通し方法は被告人に第六修正および第一四修正の弁護人依頼権を否定したことになり、面通しに出席した証人による法廷での被告人を犯人とする識別の許容性が公判で問題となる」と判示し、さらに「法廷での犯人識別証言」はこのような憲法上の基準に違反して実施された公判前の面通しがその「源」(source)である場合には、証拠として許容されないと判示した。『決定的な面通し時に弁護人の立会いを求める被告人の憲法上の権利を法執行機関が尊重することを確保するには、このような証言に関する画一的排除法則だけが効果的な制裁たりうる』といっているのである。「われわれは本件で、このウエイド・ギルバートの自動的排除法則を拡大して、被告人が正式に起訴されるいはその他の方法で正式に告発される以前に実施された警察での面通しに基づく犯人識別証言に適用することを求められている」⁽⁸²⁾。

「われわれはまず、憲法上の強制的な自己帰罪拒否の特権は本件には全く関係がないことを指摘しておく。当裁判所はすでにウエイド判決自体において、かような憲法上の保障の適用を求める主張を明確に退けた。したがって一九六六年のミランダ判決の原理は、本件のいかなる争点に関しても適用されない。ミランダ判決は専ら、身柄拘束中の取調べは内在的に強制的であるとの理論に基づいて、第五修正および第一四修正の強制的な自己帰罪拒否の特権に依拠しているからである。しかしながら、ウエイド・ギルバートの排除法則は、これとは全く異なる憲法上の保障、すなわち第六修正および第一四修正に含まれている弁護人依頼権の保障に由来する。当裁判所の画期的な一九三二年のパウエル判決に遡る一連の憲法判例で、第六修正および第一四修正の弁護人依頼権は、対審的司法手

続が開始された時点ないしそれ以降においてのみ適用される (right to counsel attaches only at or after the time that adversary judicial proceedings have been initiated against him) として十分に確立している」⁽⁸³⁾。

むしろ、このことは被告人は公判においてのみ憲法上の弁護人依頼権を有するという意味ではない。パウエル判決はアレイメント時に弁護人依頼権が適用されることを明らかにし、当裁判所は最近一九七〇年のコールマン判決 (Coleman v. Alabama, 399 U.S. 1) で、弁護人依頼権は予備審問時においても存在すると判示した。しかし重要なのは、合衆国最高裁の裁判官は上述の諸判例の若干の文脈において弁護人依頼権の存在に異見を異にしたが、これらの判例はすべて、正式告発によると、予備審問、正式起訴、略式起訴、あるいはアレイメントによることを問わず、対審的刑事司法手続の開始 (the initiation of adversary judicial criminal proceedings) 時ないしそれ以降の問題にかかわっていることである。「刑事司法手続の開始は、単なる形式では全くない。それはわが対審的刑事司法体制全体の出発点である。といつのは、そのとき初めて訴追側は自ら訴追を開始し、そしてそのとき初めて訴追側と被告人との対立的立場が固定化されるからである。被告人が組織社会の訴追側勢力に直面し、実体的手続的刑事法の網の目に取り込まれている (immersed in the intricacies of substantive and procedural criminal law) へと気が付くのは正にこのときである。それ故、第六修正の明示の保障が唯一適用されることの『刑事手続』の開始を示しているのは正にこの時点である」⁽⁸⁴⁾。

「われわれは本件で、歴史的かつ合理的に正式な訴追手続開始後にのみ適用される絶対的な憲法上の保障を日常的な警察の捜査の中に導入することを求められている。このことには応じられない (We decline to do so)。ウエイド、ギルバート両判決後一年を経ずして、当裁判所は一九六八年のシモンズ判決 (Simmons v. United States, 390 U.S. 377) において、『この両判決の根拠は、被告人には訴追のいかなる決定的段階においても弁護人の(援助を受ける)権利があり、起訴後の面通しはこのような決定的段階である』と述べて、この法則を説明している。

このような根拠から離脱して、訴追の開始前よりはるか以前に実施された犯人識別に関する証言に画一的排除法則を適用することには応じられないのである。^④

【39】 アッシュユ判決（一九七三年）^⑤

本判決は、訴追側が弁護人の立会いなしに写真面割りを実施した事案につき、面通しによる犯人識別とは異なり、被告人は弁護人の立会いを求める憲法上の権利はないとし、面通しによる犯人識別手続と写真による面割り手続とを峻別し、ウェイド・ギルバート法則の運用範囲を限定したものである。

「事実の概要」 ストッキングのマスクをした男が一九六五年八月二六日朝、銀行に押し入りピストルを振り回し始めた。男は行員の一人に、電話線を切るよう命じ、他の行員に動くなと命令した。まもなくやはりストッキングのマスクをしたもう一人の男がやってきて、出納係の引出しから現金を奪い袋に詰めて逃走した。銃を持った男はこれに続き、二人とも路地を通り抜け逃走した。三、四分間の出来事であった。FBI捜査官は、情報提供者Aから被告人アッシュ（X）と本件強盗事件につき話し合ったことがある旨の情報を得て一九六六年二月、Xの写真を含めたほぼ同じ背格好の五人の黒人男性の白黒の写真帖（mug shots）を四人の目撃証人に見せたところ、全員、確答は避けつつ、Xの写真を見て犯人と識別した。この時点でXは逮捕されておらず、告発もされていなかった。Xと共犯者Yは一九六六年四月一日、本件強盗に関連する五訴因で起訴された。強盗事件後およそ三年を経過した一九六八年五月、ついに公判が開かれることになった。検察官は、公判で喚問予定の証人が法廷で被告人を犯人と識別できるかを確かめるため写真の提示することを決めた。公判直前にFBI捜査官と検察官は、以前にためらいがちに（tentatively）Xの白黒写真を識別した四人の証人に五枚のカラー写真を見せたところ、そのうち三人はXの写真を選び出したが、一人は全く識別できず、Yの写真を選び出した証人は一人もいなかった。^⑥

XとYは併合審理された。犯行当時銀行内にいた三人の証人は公判廷で、Xを銃を持った犯人であると識別したものの自信はないと述べた。Yについては犯人と識別した者はいなかった。銀行の外にいて逃走中の犯人がマスクを取ったのを見た四人目の証人は、XとYが犯人であることに間違いないと証言した。Yの弁護人は、この証人は以前にカラー写真を見てYを犯人と識別せず、またY以外の人物を犯人と識別したことがある旨指摘した。五枚のカラー写真はすべて証拠採用された。情報提供者Aは訴追側証人として、本件事件前にXと強盗の計画をしたことがあり、本件強盗の成果につきYの面前でXと話したことがある旨証言した。Aには多くの前科があり、情報提供者としての前歴もあった。^⑦

陪審は結局、Xを有罪と認定したが、Yについては評決に至らず、Yは無罪釈放された。コロンビア地区連邦控訴裁判所は裁判官全員関与の下に五対四で、ウェイド、ギルバート、ストーヴァルの三判例に依拠して、「公判前の一九六八年五月に実施された写真の提示時に弁護人が立会う機会を与えられなかったその時点でアッシュ（X）は第六修正の保障する弁護人依頼権を奪われたことになると判示した。」^⑧これに対し、合衆国最高裁は「コロンビア地区控訴裁判所の判示は、他の九つの巡回区控訴裁判所の判示と矛盾している。この争いを解決し主要な憲法問題を判断するために上告受理の申立てを容れ」、「訴追側が犯人の識別をさせる目的で証人に被告人の写真を含む写真の提示を公訴提起後に（a post-indictment photographic display）実施したときには常に弁護人の立会いを求める権利を第六修正は被告人に保障しているかを判断することを求められている」としたうえで、起訴後公判前の写真提示による面割り手続には第六修正の保障は及ばないと判示し、六対三で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はブラックマン裁判官である。

【判旨】 当裁判所は一九三二年のパウエル判決において、重罪事件の被告人の弁護人の援助を受ける権利を厳格に公判時に限定するイギリスのコモン・ロー上の法則を論じ、英領植民州一三州のうち少なくとも二州ではこの

コモン・ロー上の法則が明確に否定されていることを指摘した。コモン・ロー上の法則が当初に排除された要因にはいろいろな懸念があったが、その一つはイギリス法の制限に内在する非合理性であった。その後も指摘され続けた重要な懸念は、誰の助けもない一般市民 (unaided layman) には法律を論じあるいは複雑な訴訟制度に対抗する術がほとんどないとの認識であった。複雑な法技術の指南役としての弁護人の機能は当裁判所によって早くから認められてきた。パウエルにおけるサザランド裁判官の周知の次の指摘はここで繰り返すに値する。すなわち「知性があり教養がある一般市民であっても法律学の素養 (skill) はあまりなく、時には全くない。彼は証拠法には精通していない。彼は手続のあらゆる段階で弁護人の導きの手を必要としている。それがなければ、身に覚えがないにもかかわらず、自己の無罪を主張する術を知らないがために有罪とされる危険がある」というのである。当裁判所は弁護人の援助を必要とする人々にとって「弁護人の導きの手」が利用可能となるよう第六修正を解釈してきたのである^①。

「英領植民地 (一三州) が被告人の弁護人依頼権を認めた他の要因は、大陸の糾問制度から検察官制度を採用したことである。ある論者はこの効果を次のように説明している。すなわち「アメリカ司法制度は一八世紀初頭にイギリスでは未知のある制度を採用した。大陸ヨーロッパの糾問的刑事訴訟制度が立脚するところの基本的法律概念を排除する一方で、英領植民地は大陸の制度の一つである検察官の制度を借用し、そしてこれをコモン・ローに具体化されているイギリスの (弾劾的) 手続の幹に接木したのである。おそらくこの新制度は、とりわけ新入植地域での弁護人不足および東部海岸線にある植民地州都とさらに遠方へと離れて行く西部開拓地との距離の増大によってもたらされたものであろう。その結果、イギリスでは反逆罪を除くすべての裁判が事実上、私人当事者間の訴訟の性質を有していた時代にあつて、英領植民地の被告人は、訴追を特別の任務とし、手続問題、陪審の性質、そして裁判所の職員につき被告人と比肩すべくもなく熟知しているところの官吏に直面することとなった」と説明して

いるのである。かくして、アメリカ法 (American rule) の他の動因は職業的な訴追官の創設によってもたらされた当事者主義 (adversary system) におけるアンバランスの最小化への欲求であった。一九三八年のジョンソン判決において法廷意見を執筆したブラック裁判官は、第六修正の弁護人の保障のこのような平等効果 (this equalizing effect) につき「普通の被告人は彼の生命ないし自由を奪うことのできる裁判所の許に引致されたとき自己を防御する専門的な法律知識を有していない、一方、公訴は経験に富み学識もある検察官 (counsel) によって提起されている、それ (第六修正) はこの明白な事実を事実として認め、これを具体化したものである」と指摘した^②。

このような歴史的背景は、弁護人保障の核たる目的は被告人が複雑な法および検察官の主張に直面する公判で「援助」を保障することであったことを示している。その後の発展の結果、当裁判所は、正式な公判それ自体に弁護人依頼権を限定するものであれば、「援助」はほとんど意味がないことを認識するに至ったのである。このような公判前の出来事 (events) への弁護人依頼権の拡大は、刑事手続や捜査の方法が変わり、ほとんど公判の一部と考えてよいような公判前の出来事が生じてきたことによる。被告人はこれらの新しく出現した重要な出来事において、公判自体におけると全く同じような手続制度、専門的な相手方当事者 (expert adversary) あるいはその両者に直面することになった。当裁判所はウェイド判決において「権利の章典採用時には今日見られるような組織された警察力はなかった。ところが今日の法執行の機構は公判前手続での被告人と訴追側との決定的な対面をもたらし、そこでの結果が被告人の運命を決定し、公判自体は単なる形式と化したといつてよい。このような現代の刑事手続の現状を認識して、わが判例は手続の「決定的段階」に第六修正の保障を適用すべくこれを解釈してきた」と述べて、これらの対面への弁護人の保障の拡大経緯を説明したのである^③。

弁護人不在の公判前の犯人識別手続における被疑者の立場と弁護人不在の公判における被告人の立場との類似性

は上述の判例の中で黙示的に示されているが、ウェイド判決では、「被告人の運命を決定する裁判が、法廷におけるそれとなく、公判前の犯人識別時のそれであってよいというわけではない」と明示的に示されている。「このような公判類似の対面への弁護士依頼権保障の拡大を通じて、法律家の機能は本質的に公判での機能と同一であった。当裁判所が検討したすべての判例において、弁護士は被告人のスポークスマンないしは助言者として行動し続けた。すなわち「弁護人の援助」を受ける被疑者・被告人の権利とは、まさに補助者 (assistant) として行動する弁護人を持つ被疑者・被告人の権利を意味しているのである。」⁽³⁴⁾

「援助」をする弁護人の機能は、ウェイドおよび争点類似事件で検討された面通しでも存続していた。弁護人は被告人自身よりも暗示的な影響力により敏感で、よくこのことに気付き、そして公判で当該出来事をより再現しうる。これが裁判所によって認められた。「面通しでの弁護人の立会いは、弁護人が公判で一般市民の無能力を補う方法と同じ方法で被疑者の無能力を除去することになる。当裁判所が弁護人の援助が必要と認定したのはまさしくこのような欠陥を補うためであった。」⁽³⁵⁾

控訴裁判所の多数意見は、識別の誤りの可能性は写真の提示に内在するというが、それを弁護人を必要とする十分な根拠とするのは正しくない。たしかにウェイド判決は暗示の可能性および暗示状況 (suggestivity) 再現の困難性に言及しているが、面通しは公判類似の対面であるから訴追側官憲の優位を調整して当事者手続 (adversary process) を維持するためには「弁護人の援助」が必要であると結論した後でこのことに言及している。「公判との類似性は明らかであり、訴追側の「行き過ぎ」に対抗 (counterbalancing) するために面通し時における弁護人の「援助」が必要とされたのである。」⁽³⁶⁾

訴追側はウェイド判決で、面通し時に弁護人が必要であるというのであれば、訴追側が証拠を収集する他の準備段階、たとえば、とりわけ指紋や血液サンプルの採取などにおいても同様に弁護人が必要ということになると主張

していたが、当裁判所は両者には相違があると結論し、訴追側官憲と弁護人の援助がなかった被告人 (uncounselled defendant) との間の一方的対面は、その後の公判で治癒されることを認めた。すなわち、このような段階は「決定的」ではないとされたのである。当裁判所は、指紋、衣服、血液サンプルに言及して「科学的技術の知見は十分に利用可能であり、被疑者は公判で通常の訴追側の専門家証人に関する反対尋問や自己側専門家証人の証拠を提出することによって訴追側主張に関し有意義な対面をする機会がある」と説明した。もし正確な再現が可能であれば、対面に内在する危険がなお残るとしても、公判でその欠陥を治癒する機会があるため、その公判前の対面は「決定的」ではなくなることになる。なお、一九六九年のベネット判決 (United States v. Bennett, 409 F.2d 888) で第二巡回区の判決文を執筆したフレンドリイ裁判官は、ウェイドの「決定性」の基準を対面の文脈以外に適用することは弁護士依頼権のドラスチックな拡大になることを認めている。⁽³⁷⁾

「本件で写真による犯人識別時に被告人アッシュ (X) に弁護人依頼権を与えるよう第六修正を解釈するには沿革上の基準からの大幅な離脱が必要になる。被告人自身は写真の提示時に立ち会っていないし、立会つ権利も主張していないから、被告人が法に精通していないことによってこれを誤解し、あるいは専門的な相手方当事者 (professional adversary) に圧倒される可能性はない。」⁽³⁸⁾

【40】ヘンリー判決（一九八〇年）

本判決は、起訴後勾留中の被告人がかねてから報酬を得て訴追側に協力していた同房の秘密情報提供者にした負罪の供述につき、マサイア判決に依拠しつつ、訴追側が「弁護人の援助なしに負罪の供述を被告人に誘発するような状況を意図的に作りあげた」ことは第六修正の弁護人依頼権を侵害したことになるとして、右供述を排除した原判決を維持したものである。マサイア判決では訴追側が共犯者の協力を得て保釈中の被告人から「計画的に採取し

た」供述が排除されたのに対し、本件では訴追側の働きかけがやや受身的でさほど積極的ではなかったにもかかわらず、負罪的供述を「誘発するような状況を作りあげた」ことを強調してやはり第六修正に違反するとしたものであり、実質的にはマサイアを拡大適用したものと見て注目される。

「事実の概要」 被告人ヘンリー（X）は一九七二年一月、銀行強盗の容疑で逮捕され、二週間後に起訴されてN市の刑務所に収容された。弁護人は同年一月二七日に選任された。Xの刑務所収容後まもない同年一月二日、強盗事件担当の捜査官Pらが右刑務所で服役中のNと接触した。Nはその少し前にFBIに信頼できる情報を提供し報酬を得たことがあった。Nは、Xを含め公判待ちの連邦事件の被告人数名とともに同じ房棟に収容されていることをPに話した。Pは「連邦事件の収容者（複数）のした供述に注意するようにNに指示したが、銀行強盗に關してXとの会話を開始したりXに質問したりしてはならないと指示した。」二月初め、Nの出所後にPが再びNに接触したところ、NはXと話をしたこと、そして「Xが強盗事件について語った」旨報告し、右情報提供で報酬を得た。翌七三年三月のXの公判でNは訴追側の一証人として、刑務所でXと話をする機会があり、Xが下見時の状況など強盗事件の詳細について話した旨証言した。Nが訴追側情報提供者として報酬を得ていたことは陪審に明らかにされなかった。Xは結局、強盗事件で有罪とされ、通常手続でこれが確立した。¹⁰²

Xは一九七五年八月二八日、人身保護令状に関する法律の規定（28 U.S.C. §2255）により刑の取消しを求めた。Nが訴追側情報提供者として報酬を得たことをこの段階で初めて知ったことを指摘し、強盗に関する情報をNが入手できるように意図的にXはNと同一の房棟に収容されたのであるから、訴追側証人Nの証言はXの弁護人の援助を受ける権利を侵害したことになる主張したのである。地方裁判所は一度にわたりこの申立てを却下したが、控訴裁判所は、訴追側の行動はマサイア判決の下での第六修正の弁護人依頼権を侵害しているとしてこれを破棄差し戻した。¹⁰³

これに対し、合衆国最高裁は「起訴後身柄拘束中の被告人Xが訴追側情報提供者であることを知らなかった同僚者Nにした負罪的供述が公判で許容されることによって、Xの第六修正の弁護人の援助を受ける権利が侵害されたことになるかを判断するために」訴追側の申告受理の申立てを容れ、Xの供述は第六修正に違反して計画的に採取されたものであるとして、六対三で原判決を維持した。¹⁰⁴ なお、法廷意見の執筆はバーガ首席裁判官である。

「判旨」 当裁判所は起訴後の訴追側係官（agents）と被告人との対面を精査し、それらが第六修正の弁護人の援助を受ける権利が付与される訴追の「決定的段階」であるかどうかを判断してきた。本件は起訴後身柄拘束中の被告人が当時明らかにされていない訴追側情報提供者にした負罪的供述に関するものである。訴追側はXの負罪的供述を任意であり、捜査官側での証拠を採取するための何らかの積極的行為の結果ではないと特徴づけている。このようなことから訴追側は、たとえ第六修正がこのような秘かな対面（surreptitious confrontation）に適用されるとしても、Xの権利は侵害されていないと主張する。当裁判所はマサイア判決で初めて、起訴後の被告人と訴追側捜査官とのコミュニケーションに第六修正を適用した。当裁判所は有罪判決を破棄する際に、連邦捜査官が被告人から意図的に採取した被告人自身の負罪的供述を被告人の公判で不利な証拠として用いられたときに被告人は第六修正の基本的保護を否定されたと判示した。このマサイアの判示は正面から被告人マサイアの弁護人依頼権への訴追側介入を重視（restis squarely）している。¹⁰⁵

「本件争点は、本件事案の下で、連邦係官がマサイア判決の意味においてXから負罪的供述を「意図的に採取した」かどうかである。三要素が重要である。第一、Nが訴追側情報提供者として報酬を受けてその指示の下に行動していたこと、第二、Nは外見上はXと同僚の収容者仲間にならなかったこと、そして第三、XがNの会話に引き込まれた時点で、Xは身柄拘束中であり起訴されていたことである。¹⁰⁶」

控訴裁判所は記録を検討して、Nは弁護人のいないところでXから負罪的供述を入手するためにN自身の立場を

意図的に利用しており、かかる行為は訴追側に起因すると判示した。Nは一年以上にわたり訴追側情報提供者として報酬を得ていた。さらにFBI捜査官はNがすでにXに接近していたこと、そして疑惑を抱かれることなくXと話ができるであろうことを知っていた。Nと捜査官との申し合わせは成功報酬の約束 (contingent-fee) に基づいていた。すなわち、Nは有益な情報を提供したときに限り報酬を受けるところになっていた。このような諸事情を結びつけて考えると、控訴裁判所の判断は支持するに足りる。たとえNが負罪的供述を入手するために積極的手段をとることで考えていなかったとの捜査官の供述が認められるとしても、「このように接触すれば (such pro-pinquity)、かかる結果に至るであろうことは知っていたに違いない。訴追側は、捜査官からは強盗事件に関してXに質問しないようにNに指示したと主張する。しかし、N自身の証言によれば、Nは消極的な聞き手ではなかった。むしろ彼は刑務所にいる間、Xと何度か会話を交わし、たのであり、Xの負罪的供述は、この会話の産物、であったのである。」¹⁰²⁾

「Xが情報提供者としてのNの役割に気付いていなかったことは争われていない。訴追側は、被告人 (the accused) が身許の明らかでない覆面の情報提供者に促されて話す (prompted) 場合には、被告人が訴追側官憲であると知っている人の聞こえるところで話す場合よりも厳格でない基準を適用すべきであると主張する。しかしながら、このような主張は、強制的な自己負罪的供述を禁止する第五修正の関心事と第六修正の保護する弁護人の援助を受ける権利とを混同するものである。相手が訴追側官憲であることを知って供述する被告人は一般に、その供述が自己に不利に用いられるであろうことを知っている。この段階での対立的立場 (adversary position) は十分に確立している。すなわち、両当事者はこのとき、互そ互そい、対立的関係 (arm's-length adversaries) にある。被告人が事前の取り決めて訴追側スパイとして行動する収容者仲間と一緒にいるときにも、同じであるとは言えない。このような状況下で刺激を受けてした会話であれば、その相手が訴追側官憲であることを知っておればあ

えて明かさないのである。このような情報を被疑者から引き出すことはありうる。さらに、第六修正の権利を十分に理解して任意に放棄する (a knowing and voluntary waiver) という観念は、覆面の訴追側情報提供者であることが明らかにされていない人とのコミュニケーションの文脈においては適用されない。そのような舞台装置の下においては、ヘンリー (X) はニコラス (N) が証拠を収集するための特別の任務を受けた訴追側スパイであることを知らなかったのであるから、Xは弁護人の援助を受ける自己の権利を放棄したと考えることはできない。」¹⁰³⁾

XがNの仕掛けた会話に引き込まれたそのときXは刑務所に収容されていたことも一つの重要な要素である。当裁判所はミランダ判決で予防的要件 (prophylactic requirements) を課す一つの理由として、人が監禁されている (in confinement) とときには援助を必要とする強力な心理的誘因 (the powerful psychological inducements to reach for aid) のあることを指摘した。ミランダの関心事は警察の身柄拘束中の取調べに限定されていたが、身柄拘束という事実だけで被告人への圧力となる。すなわち、監禁は微妙な影響を及ぼし、被告人は覆面の訴追側スパイの術策にとりわけ陥り易くなるのである。控訴裁判所は、本件記録に基づき、同じ苦境を共有している者としてのNの行動およびその見せかけの地位のおかげでXとNとの間での負罪的供述の会話が容易になったと断じた。Nが首尾よくXの信頼を得ていたことは、控訴裁判所が判断したように、Nが監禁を解かれたときXの逃亡計画に力を貸すことをXがNに要請していたことによつて確認される。¹⁰⁴⁾

「XのNへの供述は公判で許容されるべきではなかったと判示した点で控訴裁判所に誤りはない。弁護人の援助なしにヘンリー (X) に負罪的供述をさせるような状況を意図的に作りあげること (intentionally creating a situation likely to induce Henry to make incriminating statements) にあつて、訴追側はヘンリーの第六修正の弁護人依頼権を侵害した。これは、カードン裁判官のいう「お巡りさんがハマをした」事例ではない、これは「お巡りさん」が弁護人の援助を受ける権利への許すことのできない介入を計画した事例である。」¹⁰⁵⁾

【41】モウルトン判決（一九八五年）⁽¹⁾

本判決は、共犯者Yとともに起訴後保釈された被告人Xがその後、訴追側の取引に応じて訴追側情報提供者となったYとの会話中にした負罪的供述につき、第六修正は少なくとも正式訴追開始後に弁護人を訴追側との「仲介者」とする被告人の権利を保障しており、訴追側が弁護人の立会いなしに被告人と対面する機会を故意に利用することは、弁護人の援助を受ける権利を妨げてはならない訴追側の義務に違反してそのような機会を意図的に作りあげることと変わりがないとし、訴追側がXとYとの右会話録音を手配した時点で第六修正の侵害があったことは明白であるとしたものである。本判決はマサイア、ヘンリー両判決に依拠しつつ、実質的にはそれを拡大したものであるが、ウエイド、ギルバード両判決等とあわせると、第六修正の弁護人依頼権の範囲とその効果がほぼ明らかにされたことになる。

「事実の概要」メイン州B市の警察官は一九八一年一月一五日夜、火災の通報に応じて現場に赴いたところ、シボレー車が炎上しており、それはかねて連絡のあった盗難車であることが判明した。同年四月七日、大陪審は中古車の修理、販売を業としていた被告人モウルトン（X）とコルソン（Y）をシボレー車等の盗品收受等（以下、本件事件ともいう）の罪で起訴した。両名は四月九日、私選弁護人とともに郡裁判所に出頭して無罪の答弁をした後、保釈された。その後なお公判係属中の一九八二年一月四日、YはB市警察署長Pに電話をかけて本件事件に関し匿名の脅迫電話があったと述べた後、Pの示唆に従い、同月九日と一〇日の両日「弁護人に伴われて」Pらと会い、Xとともに本件事件に関与した旨の全面的自由をするとともに、シボレー車の放火等の余罪についても自白した。YはPの取引の申出に応じて協力することに同意した。PはYの家の電話機に録音機を設置することを求め、Yはこれを認めた。⁽²⁾

録音機は一ヶ月余設置された。脅迫電話はなかったが、Yはこの間に三度Xと話をし、その録音テープは警察に引き渡された。一二月一四日の三度目の電話でXはYに一日空けて欲しいと頼み、二人は一二月二六日に会うことを約束した。録音電話からこのことを知った警察は、Yの同意を得て、Yの身体に送信器を取り付けてX、Y両人の会見時の会話を録音することにした。Pは後に、このような措置をとったのはXに気付かれた場合に備えてのYの安全確保および証人脅迫に関する他の情報収集のためであるとしつつ、本件事件につき「話し合ったためXとYが会うことを知っていた」旨証言した。Yは「Xに質問しようとしてはならない、話し中はあくまで自然に振る舞うよう」指示された。一二月二六日の二人の会話は予想通り長時間に及んだが、訴追側証人（E）殺害計画については簡単に触れられたにとどまり、話の大半は本件事件に関するものであった。Yは事件を思い出せないと述べて、繰り返しXに事件の詳細を思い出させてくれるように頼み、その結果、Xは本件事件に関する多くの負罪的供述をするに至った。Yはまた種々の窃盗事件についても「思い出した（reminded）」などと述べて、Xから多くの負罪的供述を引き出すことに成功した。これらの各供述は後にXの公判で証拠として許容された。⁽³⁾

Xは公判前に、第六修正および第一四修正違反を理由に三回に及ぶ電話会話中および一二月二六日の会合時のいずれも録音されたYへの供述の証拠排除を申し立てた。公判裁判所は、本件録音は匿名の脅迫電話に関する情報収集のためになされたものであるなどと認定し、申立てを却下した。訴追側はYの役割が判明したため一たん本件事件の起訴を取り消したが、後にあらためて本件事件のほか放火等を含め七件につきXを一括起訴した。訴追側は公判で電話会話の録音テープは一切提出せず、主として本件事件にかわりのある一二月二六日の会合時のテープのみを証拠として提出した。Xは結局、当初のシボレー車等にかかわる侵入および窃盗（burglary and theft）について有罪と認定された。そこでXが第六修正違反を理由に控訴したところ、メイン州最高裁は、これを容れて新公判を命じた。同最高裁は、Xがすでに公判係属中の犯罪に関して負罪的供述をすることで訴追側が知っていた場合あるいは知っているべきであった場合には、訴追側は右会話の録音テープをXの公判で使用できない。本

件では警察がYに送信器の取り付けを求めたとき、Yとの会合中にXが負罪的供述をすることである状況を意図的に作りあげたのであり、警察はそのことを知っており、あるいは知っているべきであったのであるから、すでに弁護人依頼権が付与されている本件起訴犯罪に関しては、Xの負罪的供述は第六修正に違反して獲得されたものであるからXの公判で許容できないと判示した。^④

これに対し、合衆国最高裁は訴追側の上告受理の申立てを容れ、五対四で原判決を維持した。やや長いが、第六修正の弁護人依頼権の沿革および適用範囲のまとめとして有益であるので詳しく紹介しておく。なお、法廷意見の執筆はブレナン裁判官である。

「判旨」第六修正および第一四修正によって保護されている弁護人の援助を受ける権利は、わが対立的刑事司法制度（our adversarial system of criminal justice）の公正な運営にとって不可欠である。平均的被告人は自己を防御する専門的な法的素養を欠いているとの明白な現状の認識を具体化して、弁護人依頼権は刑事手続の公正な遂行に不可欠と思われる権利を保護する。しばしば引用されるサザランド裁判官のパウエル判決における説明はここで繰り返すに値しよう。すなわち、「この聴問を受ける権利には弁護人による聴問を受ける権利が含まれていないとすれば、それは多くの場合、ほとんど無意味なものとなる。知性と教養ある一般市民であっても、法律学の素養は余りなく、時には全くない。犯罪で起訴されても、彼は一般に、その起訴が正当か不当かを独力で判断できない。彼は証拠法に不案内である。弁護人の援助なしに放置されると、彼は十分な嫌疑なしに裁判にかけられ、証拠能力のない証拠、あるいは争点に関連性のないその他の許容できない証拠に基づいて有罪とされるかもしれない。たとえ彼に完全な防御理由があっても、防御の準備に必要な素養も知識もない。彼は自己に不利な手続のあらゆる段階で弁護人の導きの手を必要としている」というのである。^⑤

「右段落の最後の一文に示されているように、当裁判所はまた、弁護人の援助は公判への参加に限定できないことを認めてきた。すなわち、公判前の時期に人から弁護人を奪うことは、公判それ自体の間に弁護人を否定することよりも損害を与えつるからである。弁護人の援助を受ける権利は弁護人の援助の必要性によって定まる（is shaped）ことを認識して、われわれは、「この権利がより早い」その結果で被告人の運命が定まり、公判自体が単なる形式化する。刑事司法手続の「決定的」段階で付与されると判示してきた。そして、それが他のいかなることを意味するにせよ、第六修正および第一四修正によって認められている弁護人依頼権は、少なくとも……何人も自己に対して司法手続が開始されたそのとき以降、弁護人の助けをうける権利のあることを意味する。これは、対立的刑事手続開始後は、政府（訴追側）が自ら訴追に関与することとなり、訴追側と被告人との相対立する立場（the adverse positions）が固定化した、からである。被告人が組織社会の訴追側勢力に直面し、複雑な実体的手続的刑事法の中で動きがとれなくなるのは正にこのときである。^⑥

「一たん弁護人依頼権が付与されかつ主張されると、訴追側はもろろんそれを尊重しなければならない。このことは単に被告人が弁護人の援助を受けることを訴追側は阻止できないということの意味するにすぎないのではない。第六修正はまた訴追側に、かかる援助を求めるといふ被告人の選択を尊重して保護する積極的な義務を課している。われわれは何度も、この点に関する訴追側の義務の範囲を明示するよう求められてきた、そして少なくとも、検察官および警察官には弁護人依頼権によって与えられた保護をないがしろにしてこれを弱体化する（circumvents and thereby dilutes）風には行動しない積極的な義務のあることを明らかにしてきた。一九五九年のスパノ判決では、すでに起訴されていた被告人は、繰り返し弁護人との面会を要求したにもかかわらず、警察官によって翌朝まで強制的に取り調べられた。当裁判所は全員一致で、このような取調べによって獲得された自白は任意のものとはいえない、それ故、公判で証拠として許容されるべきではなかったとの理由で、有罪判決を破棄した。四名の裁判官は二つの同調意見で、第六修正の弁護人の援助を受ける権利が侵害されたとの理由でも同じ結論に達する

であろうと述べた。ダグラス裁判官が巧みに指摘したように、被告人が公判待ちで拘束されている間、自由するまで弁護人のいないところで被告人を取り調べることはできるといっているのであれば、刑事事件のあらゆる段階で効果的な弁護人の援助を受ける被告人の権利は一体何の役に立つというのである。スパーノ判決で同調した裁判官の見解は一九六四年のマサイア判決で採用された。……当裁判所はダグラス裁判官のスパーノ判決での同調意見に依拠して、弁護人の援助を受ける必要性およびそれに伴う弁護人の援助を受ける権利は、公判自体におけると同様に、このような公判廷外の状況にも適用されると結論した。それ故、当裁判所は、連邦捜査官が起訴後の被告人マサイアから弁護人のいないところで意図的に採取したマサイア自身の負罪的供述が公判でマサイアに不利に用いられたとき、マサイアはかかる基本的保護を否定された」と判示したのである。⁶⁴⁾

「われわれはこの原理を最近、一九八〇年のヘンリー判決で適用し、訴追側はマサイア判決の意味で被告人ヘンリーから負罪的供述を『意図的に採取した』と認定して、有罪判決を破棄した。……当裁判所は、第六修正に違反して『ニコルス(Y)は弁護人のいないところでヘンリー(X)の負罪的供述を獲得するために自己の立場を意図的に利用しており、かかる行為は訴追側に帰因する』と結論した。……訴追側は、捜査官はXに質問しないようYに指示しており、Yが負罪的供述を獲得するために積極的手段をとることで考えていなかったから、Yの行動に責任を負わされるべきではないと主張した。われわれは、本件状況下で捜査官はYが負罪的供述を獲得するために積極的な行動をとるべきであることを『知っていたに違いない』と認定して、かかる主張を退けた。それ故、当裁判所は、『弁護人の援助なしにヘンリーに負罪的供述をさせるような状況を意図的に作りあげることによって、訴追側はヘンリーの第六修正の弁護人依頼権を侵害した』と判示したのである。⁶⁵⁾」

訴追側は本件で、マサイア、ヘンリー両判決での決定的事実は負罪的供述を採取された被告人と警察側スパイとの対面を警察が設定したことであると主張する。第六修正は警察官が意図的にこのような方法ないしこれに相当す

る方法をとる (intentionally take this or some equivalent step) ときこのみ侵害されると主張する。コルソン(Y)ではなくモウルトン(X)が録音された電話による会話を始めたのであり、そして二月二十六日の会合を要請したのであるから、本件ではモウルトンの第六修正の権利は侵害されていないと主張するのである。まず第一に、訴追側が負罪的供述を獲得した際の会合を設定した当事者の身許は、マサイア、ヘンリー両判決で決定的ではなく重要でならなかったことを指摘しておく。それ故、マサイア判決では被告人との会合を設定した責任は訴追側官憲にあったのかもしれないが、控訴裁判所の意見に目を向ければ、このことは直ちに判明する。誰が誰との会合を設定したかという問題はわれわれの処理に関連がなかったので、そのことは当裁判所の意見で言及されていないのである。さらにマサイア判決の四年後に、被告人が会合を要請し、自ら会話を始め、そしてその中で秘密情報提供者に負罪的供述をした場合の有罪判決を当裁判所は略式で破棄している (Beatty v. United States, 389 U.S. 45 (1967) (per curiam))。同事件で司法次官は、訴追側の本日の主張と同一の主張をしていた。われわれは単にマサイア判決を引用する意見の中でこの主張を退けた。最後に、ヘンリー判決でわれわれは、『マサイア判決では捜査官は被告人マサイアとその共犯者との会合の準備をしなければならなかったのに対し、本件では捜査官は幸運にも被告人ヘンリーにかなり接近していた覆面の情報提供者をすでに手中にしていたという事実を無関係⁶⁶⁾であると判示している。⁶⁷⁾」

「第六修正は、少なくとも正式訴追 (formal charge) の開始後に、被告人と訴追側との間の『仲介者 (mediator)』として弁護人に依頼する権利 (the right to rely on counsel) を被告人に保障している。この保障は、上述のように、この権利を行使することによって被告人に与えられた保障をないがしろにする風には行動しない訴追側の積極的な義務を含んでいる。訴追側官憲による特定の行動が弁護人の援助を受ける被告人の権利を侵害するかどうかの判断は、このような義務に照らして下されなければならない。それ故、訴追側が——幸運または偶然によつ

て——弁護人依頼権が付与された後で被告人から負罪的供述を獲得するときは常に第六修正は侵害されない。しかしながら、訴追側が弁護人を立ち会わせることなく被告人と対決する機会のあることを知りつつこれを利用するのは、そのような機会の意図的創出の場合と同じく、弁護人の援助を受ける権利をないがしろにしてはならない訴追側の義務 (the State's obligation not to circumvent the right to the assistance of counsel) に違反する。したがって、訴追側が被告人と訴追側官憲との対決の際に弁護人を立ち会わせる被告人の権利を故意にないがしろにすることによって負罪的供述を獲得するとき、第六修正は侵害されたことになる。^{②)}

「この原理を本件に適用すれば、訴追側がモウルトン (X) と覆面の情報提供者コルソン (Y) との会話録音を準備したとき、訴追側はXの第六修正の権利を侵害したことは明らかである。Xとの電話による会話を録音することをYに示唆したのは警察であった。これらの録音からXとYが会うことを知った警察は、話されたことを録音するためにYの身体に送信器を取り付けることをYに要請した。警察署長Pは、彼らがこの要請をしたとき、公判係属中の事件を検討して公判のための弁護計画を立てるという目的でXとYが会合することを警察は知っていた——彼らは録音された電話会話からこのことを知っていたに違いない——ことを認めている。警察は、それ故、Xがその有する憲法上の権利として弁護人と相談する前に彼らのスパイ (agent) に供述する必要のないような供述をするであろうことを知っていた。ヘンリー判決におけるように、警察が、幸運にも被告人ヘンリーにかなり接近している覆面の情報提供者をすでに手中にしていた」という事実は、このような状況下での彼らの行動の弁明にはならない。コルソン (Y) が訴追側のスパイであるという事実を隠すことによって、警察は弁護人と相談する機会をXに否定し、それ故、第六修正によって保障されている弁護人の援助をXに否定したのである。^{③)}

「司法次官 (訴追側) はM警察によって獲得された負罪的供述は、それにもかかわらず排除されるべきではないと主張する。というのは、警察にはXのYとの会話を聴取する他の正当な理由があったからであるという。すなわち、XのいわゆるE殺害計画を捜査するために、そしてYの安全を確保するために聴取したというのである。マサイア判決でも訴追側は、意図的な努力の結果獲得された負罪的供述は排除されるべきではない、法執行官にはマサイアおよびそのいわゆる犯罪仲間の捜査を継続する義務とはいわなくても権利があったからであると主張した。それでも本件と同じく訴追側は、このような状況下にあるため警察の見張りが正当化されて、何らかの不当な行為ないし目的が治癒されると主張したのである。われわれはかかる主張を退けて、次のように判示した。すなわち、われわれは本件で、多くの事件におけると同じく、たとえ被告人がすでに起訴されていたとしても、被告人およびそのいわゆる共犯者のかかわる犯罪活動の捜査を継続することが全く正当であることには疑いを差し挟んでいない。われわれの判示はただ、本件で明らかにされた状況下で連邦捜査官によって獲得された被告人自身の負罪的供述については憲法上、彼の公判で彼に不利な証拠として訴追側がこれを用いることはできないとすることにどまると判示したのである。^{④)}

「われわれは、困難な問題に分別ある解決策を示しているこの判示を再確認する。警察はすでに正式訴追がなされている犯罪の徹底的捜査に関心がある。警察は新しいまたは他の犯罪にも関心がある。いずれのタイプの犯罪捜査であってもすでに起訴されている個人の監視が必要となることはありうる。さらに、ある犯罪を犯した疑いがあり、かつ他の犯罪を犯したことで正式に起訴された個人を捜査中の法執行官は、公判で有用となるいずれかの犯罪に関する証拠の発見に努めている。しかしながら、公判係属中の起訴犯罪 (pending charge) に関する証拠の探求においては、訴追側の捜査権限は第六修正の被告人の権利によって制限される。警察が彼らを監視する他の合法的な理由があると主張するときにはいつでも、第六修正の権利を侵害して被告人から獲得された証拠の許容性を認めるということになると、でっ上げ捜査という形での法執行部による濫用を招き、マサイア判決で認められた第六修正の権利が骨抜きとなる (evisceration) 危険がある。他方、単に他の犯罪が当時公判係属中であつたことを

理由に、証拠収集時に第六修正の弁護人依頼権が付与されていない犯罪 (charge) に関する証拠を排除することになると、犯罪活動に関する捜査への公共の利益が不必要に阻害されることになる。したがって、公判係属中の起訴犯罪に関する負罪の供述は、その証拠を獲得する際に訴追側が故意に弁護人の援助を受ける権利をないがしろにすることによって第六修正を侵害したのであれば、たとえ警察が他の犯罪を捜査していたという事実があったとしても、右起訴犯罪の公判では許容できない。なお、第六修正の権利が未だ付与されていない他の犯罪に関する負罪の供述は、もちろん、それら犯罪の公判で許容できる。」⁽¹⁹⁾

〔註〕

- (1) 例えば、憲法的刑事手続研究会『憲法的刑事手続』四〇二頁「竹之内明」(一九九七年、日本評論社) 参照。
- (2) 第六修正は、被告人 (the accused) に「自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利」を保障し、わが憲法三七条三項は刑事被告人に「弁護人を依頼する」権利を保障している。わが国では、憲法三四条前段の身柄の被拘束者への「弁護人に依頼する権利」の保障とともに、弁護人「依頼権」と呼称するのが一般的であるが、両者の意味内容に差異はない。なお、佐伯千仞『刑事法と人権感覚』二二四頁(一九九四年、法律文化社) 参照。
- (3) Powell v. Alabama, 287 U.S. 45 (1932). 本判決につき、山川洋一郎「弁護人の援助を受ける権利(一)」英米判例百選〔第三版〕(別冊ジュリスト一三九号)一〇八頁以下等がある。
- (4) *Id.* at 49-51.
- (5) *Id.* at 53-56.
- (6) *Id.* at 50, 74.
- (7) *Id.* at 49-50.
- (8) *Id.* at 50.

- (9) *Id.* at 52.
- (10) *Id.* at 52-53.
- (11) *Id.* at 53.
- (12) *Id.* at 53-56.
- (13) *Id.* at 56.
- (14) *Id.* at 57.
- (15) *Id.* at 59-60.
- (16) *Id.* at 60-61.
- (17) *Id.* at 61-64.
- (18) *Id.* at 65-66.
- (19) *Id.* at 66-67.
- (20) *Id.* at 67-68.
- (21) *Id.* at 68-69.
- (22) *Id.* at 71. なお、全く思いがけなくも、このパウエル判決としても著名なスコッツポロ事件判決について、「一九三一年、アラバマ州で二人の白人女性が強姦されたという無根の事実で九人の黒人少年が起訴され、上訴審の数度の判決破棄にもかかわらず、何度も死刑等の評決を受けた事件。最終的に死刑が執行されることはなかったが、この九人の拘禁の合計は「一〇四年に及んだ」として、「サッコパンゼッチ事件、ローゼンバーグ夫妻事件、スコッツポロ事件等、その名が日本にまで轟いている誤判、冤罪事件がある」との記述に接した。西野喜一「陪審審理の諸問題(二)」判例時報一七一六号一二頁。「無根の事実」であるかを判断する術はないが、一九九〇年の合衆国最高裁判所訪問時に地下売店で購入した大部の書物 (The Illustrated History of the Supreme Court of the United States, Harry N. Abrams, Inc., Publishers, New York) 一八九頁にスコッツポロ事件の被告人九名全員と弁護人の写真が登載されていたので、わざわざ異例ではあるが、参考までにそれを次頁に転載しておく。

- (23) *Id.* at 72-73.
- (24) *Johnson v. Zerbst*, 304 U.S. 458 (1938).
- (25) *Id.* at 459-462.
- (26) *Id.* at 459.
- (27) *Ibid.*
- (28) *Id.* at 462-463.
- (29) *Id.* at 463.
- (30) *Id.* at 464.
- (31) *Id.* at 465.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Id.* at 465-466.
- (34) *Id.* at 467.
- (35) *Id.* at 467-468.
- (36) *Id.* at 468-469.
- (37) *Id.* at 469.
- (38) *Betts v. Brady*, 316 U.S. 455 (1942).
- (39) *Id.* at 456-457.
- (40) *Id.* at 457.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*
- (43) *Id.* at 461-462.
- (44) *Id.* at 462-463.



The Scottsboro Boy with their Attorney Sam Leibowitz.
Brown Brothers, Sterling, Pennsylvania.

- (45) *Id.* at 463-464.
 (46) *Id.* at 464-465.
 (47) *Id.* at 471.
 (48) *Id.* at 472-473.
 (49) *Spano v. New York*, 360 U.S. 315 (1959).
 (50) *Id.* at 316.
 (51) *Id.* at 316-317.
 (52) *Id.* at 317-318.
 (53) *Id.* at 318.
 (54) *Id.* at 318-319.
 (55) *Id.* at 319-320.
 (56) *Id.* at 320.
 (57) *Id.* at 315.
 (58) *Id.* at 320.
 (59) *Id.* at 320-321.
 (60) *Id.* at 321-323.
 (61) *Id.* at 323.
 (62) *Id.* at 323-324.
 (63) *Id.* at 324-325.
 (64) *Id.* at 325.
 (65) *Id.* at 326.
 (66) *Id.* at 327.

(67) *Ibid.*

(68) *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335 (1963). 本判決につき、山川洋一郎「弁護人の援助を受ける権利（2）」英米判例百選【第三版】（別冊ジュリスト一三九号）一一〇頁以下等がある。

- (69) *Id.* at 336-337.
 (70) *Id.* at 337-338.
 (71) *Id.* at 338-339.
 (72) *Id.* at 339.
 (73) *Id.* at 339-340.
 (74) *Id.* at 341-342.
 (75) *Id.* at 342-343.
 (76) *Id.* at 343-344.
 (77) *Id.* at 344-345.
 (78) *Id.* at 345.
 (79) *Massiah v. United States*, 377 U.S. 201 (1964). 本判決につき、田宮裕・アメリカ法一九六五年一四六頁等がある。
 (80) *Id.* at 202.
 (81) *Id.* at 202-203.
 (82) *Id.* at 201-202.
 (83) *Id.* at 204.
 (84) *Ibid.*
 (85) *Id.* at 204-205.
 (86) *Id.* at 205-206.
 (87) *United States v. Wade*, 388 U.S. 218 (1967). 本判決につき、田宮裕・アメリカ法一九六八年二〇八頁以下等がある。

- (88) *Id.* at 220.
 (89) *Id.* at 220-221.
 (90) *Id.* at 219.
 (91) *Id.* at 221-222.
 (92) *Id.* at 222-223.
 (93) *Id.* at 223-224.
 (94) *Id.* at 224.
 (95) *Id.* at 225-227.
 (96) *Id.* at 227-228.
 (97) *Id.* at 228-229.
 (98) *Id.* at 229-232.
 (99) *Id.* at 233-234.
 (100) *Id.* at 234-235.
 (101) *Id.* at 236-238.
 (102) *Id.* at 239-241.
 (103) *Id.* at 241.
 (104) *Id.* at 242.
 (105) *Gilbert v. California*, 388 U.S.263 (1967). 本判決につき、田宮裕・アメリカ法一九六八年三一頁以下等等がある。
 (106) *Id.* at 265-266. *Cf. Gilbert v. United States*, 366 F.2d 923, at 927, 929-930 (1966).
 (107) *Id.* at 271 n.2.
 (108) *Id.* at 269-271.

- (109) *Id.* at 269.
 (110) *Id.* at 271.
 (111) *Id.* at 272.
 (112) *Id.* at 272-273.
 (113) *Stovall v. Denno*, 388 U.S. 293 (1967). 本判決につき、田宮裕・アメリカ法一九六八年 三一頁以下等等がある。
 (114) *Id.* at 295.
 (115) *Id.* at 296.
 (116) *Id.* at 298-300.
 (117) *Id.* at 301-302.
 (118) *Kirby v. Illinois*, 406 U.S. 682 (1972).
 (119) *Id.* at 684-685.
 (120) *Id.* at 685-687.
 (121) *Id.* at 683-684.
 (122) *Id.* at 688.
 (123) *Id.* at 688-690.
 (124) *Id.* at 690.
 (125) *United States v. Ash*, 413 U.S. 300 (1973).
 (126) *Id.* at 302-303.
 (127) *Id.* at 303-305.
 (128) *Id.* at 305.
 (129) *Id.* at 300-302.
 (130) *Id.* at 306-308.

- (131) *Id.* at 308-309.
 (132) *Id.* at 309-311.
 (133) *Id.* at 311-312.
 (134) *Id.* at 312-313.
 (135) *Id.* at 313-314.
 (136) *Id.* at 315-316.
 (137) *Id.* at 317.
 (138) *United States v. Henry*, 447 U.S. 264 (1980). 本件につき、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第二巻』九三頁以下(酒井安行)(一九八七年、成文堂)、宮島里史・比較法雑誌一五巻一号二一五頁以下等等がある。
 (139) *Id.* at 265-267.
 (140) *Id.* at 267-269.
 (141) *Id.* at 265.
 (142) *Id.* at 269-270.
 (143) *Id.* at 270.
 (144) *Id.* at 270-271.
 (145) *Id.* at 272-273.
 (146) *Id.* at 273-274.
 (147) *Id.* at 274-275.
 (148) *Maine v. Moulton*, 474 U.S. 159 (1985). 本件につき、喜多村洋一「弁護士依頼権と修正六条」ジュリスト八九九号九六頁以下等がある。
 (149) *Id.* at 161-163.
 (150) *Id.* at 163-166.

- (151) *Id.* at 166-167.
 (152) *Id.* at 168-169.
 (153) *Id.* at 170.
 (154) *Id.* at 170-173.
 (155) *Id.* at 173-174.
 (156) *Id.* at 174-175.
 (157) *Id.* at 176.
 (158) *Id.* at 176-177.
 (159) *Id.* at 178-179.
 (160) *Id.* at 179-180.

—— 未完 ——

私事にわたるが、筆者は自己都合により本年三月三十一日付で本字を退職することとなり、そのため未完のまま筆を擱くこととした。他に連載中の「排除法則と稀釈法理」の例外「および「ニューヨーク日記」については小山剛、佐藤文彦両編集委員のご配慮もあり、いずれも辛うじて完にまでこぎつけたが、本稿については時間的余裕がなく、まことに残念ではあるが、以上をもって擱筆せざるを得ない。続稿については何らかの形で別途詳論のうえ、いずれ改めて『合衆国最高裁判例とデュー・プロセス』と題する一書をものじたいと考えている。甚だ不体裁ではあるが、諒とされたい。

(二〇〇二年二月四日稿)